

本日の会議に付した事件

令和6年第1回山元町議会定例会（第5日目）

令和6年3月18日（月）午前10時

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 選挙管理委員会委員の選挙 |
| 日程第 3 | 選挙管理委員会委員補充員の選挙 |
| 日程第 4 | 議案第 3号 山元町こども家庭センター条例 |
| 日程第 5 | 議案第 4号 山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 5号 山元町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 山元町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 7号 山元町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び山元町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 8号 磯浜漁港管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 9号 山元町水道事業給水条例及び山元町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 10号 令和5年度（債務）山元町深山山麓少年の森拡張・改修工事請負契約の締結について |
| 日程第 12 | 議案第 11号 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第 13 | 議案第 12号 町道の路線廃止について |
| 日程第 14 | 議案第 13号 町道の路線認定について |
| 日程第 15 | 議案第 14号 令和5年度山元町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第 16 | 議案第 15号 令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 17 | 議案第 16号 令和5年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 18 | 同意第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 19 | 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 20 | 委発第 1号 学校給食費無償化を推進するための財政支援を求める意見書 |
| 日程第 21 | 議案第 17号 令和6年度山元町一般会計予算（委員長報告） |
| 日程第 22 | 議案第 18号 令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 23 | 議案第 19号 令和6年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 24 | 議案第 20号 令和6年度山元町介護保険事業特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 25 | 議案第 21号 令和6年度山元町水道事業会計予算（委員長報告） |
| 日程第 26 | 議案第 22号 令和6年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告） |
| 日程第 27 | 議案第 27号 閉会中の継続調査申し出について |

午前10時00分 開 議

議長（菊地康彦君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（菊地康彦君）日程第1．会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、9番岩佐秀一君、10番齋藤俊夫君を指名します。

議長（菊地康彦君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配付のとおりであります。ご覧いただければと思います。

議長諸報告を終わります。

議長（菊地康彦君）日程第2．選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は先例54番により議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）指名の方法は議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に宮地ふみ子君、荒井利男君、小泉千壽子君、大橋由美子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

ただいま指名しました宮地ふみ子君、荒井利男君、小泉千壽子君、大橋由美子君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

議長（菊地康彦君）日程第3．選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は先例54番により議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）指名の方法は議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員補充員に佐藤寿子君、阿部徳一君、阿部俊哉君、金谷誠君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

ただいま指名しました佐藤寿子君、阿部徳一君、阿部俊哉君、金谷誠君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序はただいま議長が指名した順序としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

選挙管理委員会補充員の順序は議長が指名した順序に決定しました。

議長（菊地康彦君）日程第4．議案第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。議案第3号山元町こども家庭センター条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により母子保健、児童福祉の一体的な相談支援を行う機関の設置に努めなければならないことから、山元町こども家庭センター条例を制定するため地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものであります。

資料No.2、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1、制定内容についてご説明いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律により、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対し母子保健、児童福祉の一体的な相談支援を行う機関としてこども家庭センターの設置が必要なことから、山元町こども家庭センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものです。

2、条文の構成についてですが、第1条は趣旨を定めたものです。第2条は設置を定めたもので、山元町つばめの杜一丁目2番地こどもセンター内に設置するものです。第3条は業務内容を定めたものです。第4条は職員配置を規定するもので、センター長、統括支援員、その他の必要な職員を配置するものです。第5条は委任を規定するものです。施行期日は令和6年4月1日とします。

次に、山元町こどもセンター条例の一部改正となります。新旧対照表をご覧ください。

条例第3条に4号として山元町こども家庭センターを追加するものです。
以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第3号山元町こども家庭センター条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第5．議案第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。議案第4号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、国の財政支援の減少などにより財政調整基金が減少傾向にあることから、財政主体である県へ支払う事業費納付金に要する財源を満たす税率に改めるため提案するものであります。

資料No.3、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

資料の1、改正内容の表をご覧ください。左側から区分、改正前の現行の税率、太枠で囲んだ部分が改正後の税率、一番右側が現行税率と改正後の税率の差となっております。上から基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、合計になります。改正後の合計の欄をご覧ください。所得割が2.0パーセントの増で11.1パーセント、被保険者均等割額が1,500円の増で4万6,500円、世帯平等割が3,800円の減で2万9,000円とする改正であります。今回の改正により、応益割合49.6、応能割合50.4となり、国が定める標準的割合50対50に近づく改正となります。

2施行期日等は令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の国民健康保険税に適用するものであります。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

3番遠藤龍之君。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。負担の中身なんですけど、合計のところを見ると今説明された内容のもので、この中で所得割は増、被保険者均等割も増、しかしながら世帯別平等割は

減という中身なんです、この改正によって影響を受ける人たちというのはどの程度なんでしょうか。高くなる人と安くなるということはないのか。その辺の内訳について確認したいと思います。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねであります、全員協議会でお示しましたように7割軽減の1人世帯の方については減となりますが、おおよそほかの方については平均で9パーセント増加を見込んでおります。

以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。その9パーセントの内訳ということなんです、人数で言うところの世帯ですか。というところのぐらいたとせ9パーセントの内訳が多分今聞いている人たちもどのぐらいたとせ具体的に上がるのかというのがピンとこないのではないのかとも思います。この9パーセントとかこのぐらいたとせ具体的にどのぐらいたとせ世帯このぐらいたとせ9パーセントというのはこのぐらいたとせの額になります。といったようなことで説明していただけると理解できるんですが。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねでありますけれども、山元町の国民健康保険の中で1人世帯の方はおおよそ6割いらっしゃいます。2人世帯の方は3割です、1人と2人でおおよそ山元町の国保の加入者の9割になっております。そのうち、1人世帯の7割軽減の方については約400円減額となるものを見込んでおまして、5割軽減に該当する方については4,200円ほど増額となります。2割軽減の1人世帯の方は約1万5,900円ほどの増額を見込んでおります。一方、2人世帯の場合ですけれども7割軽減の方については100円の増加、5割軽減の方については年間で5,000円の増額、2割軽減の方については1万7,200円の増額を見込んでいるところであります。軽減の対象者については全体の被保険者のうち約6割の方が7割・5割・2割のいずれかの軽減に該当しているような状況となっております。

以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。軽減世帯の中でも今の数字を確認しますと上がっている部分があるかと今の数字を聞いてそう受け止めたわけですが、それ以上の人、それ以上というか軽減世帯以外の人たちの影響というのも結構出てくるのではないかと考え見ているんですけれども、その辺の数値はいかがなものなんでしょうか。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。軽減なしの方の1人世帯ですと2万9,400円ほどの増加を見込んでおまして、2人世帯の場合ですと3万900円を見込んでいるところです。今回の改正については所得の低い方に十分配慮して提案しているものとなっております。また、18歳までの均等割の減免の継続ですとか、引き続き検診無料の保健事業の部分についても継続といたしまして、上がる方がほとんどではありますけれども引き続き子育て世帯ですとか低所得者の方に配慮した改正といたしておりますので、ご理解いただきたいと考えております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。一人、一人世帯と2人世帯、あとそのほかというのはないの。3人とか4人とかというのは均等割部分が上がっているんですけども、その部分で確実になぜ多い家族、家族が多いところは今言った数値よりも跳ね上がった形での数字になるのではないかと思われるんですが、上がる額については結構つうど悪いけど分かればあれだけつうと、そういった対象世帯というのはどのぐらいたとせ存在しているのかということだけを確認したいと思います。世帯の多いところ、これまでの説明で1人世帯2人

世帯ということの説明だったんですけれども、その辺を確認したいと思います。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。先ほど申し上げましたとおり、全体の1人世帯は約6割、2人世帯の方が3割、3人世帯の方は約6パーセントの世帯が3人世帯で、4人世帯については2パーセント程度となっております。こちらの税額の試算については資料を持ち合わせていないんですけれども、子育て世帯の方に十分配慮して、物価高騰にも考慮いたしまして低所得者の方になるべく負担がかからないような改正にしておりますので、繰り返しで申しわけないんですけれども、ご理解いただきたいと思います。

議長（菊地康彦君）そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第4号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第6．議案第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第5号山元町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、介護保険サービス等の充実と介護保険事業の安定的運営を図ることを目的として策定します山元町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について、山元町議会基本条例の規定により議会の議決を要するため提案するものであります。

資料No.4、議案の概要をご覧ください。

1の基本理念につきましては、誰もが地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりを基本理念とし、次の5つの基本目標として介護サービス基盤整備の計画的な推進、全ての世代の住民が一体となった地域共生社会の実現を目指すものであります。

基本目標につきましては、計画書38ページ、39ページに記載しておりますが、1点目が高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進、2点目が生きがいと自立生活に向けた取組の推進、3点目が地域包括ケアシステムの深化推進に向けた取組、4点目が認知症施策の推進、5点目が介護保険サービスの安定供給の推進、以上5項目とするものでございます。

2の計画策定における各項目の推計等でございますが、本計画を策定するに当たりま

して記載のとおり各種推計を立てております。1点目として高齢者及び被保険者数の現状を把握し推計をしております。計画書では31ページ及び32ページとなります。2点目として要介護等認定者の現状と推計を行っており、計画書では33ページとなります。3点目の介護保険サービスの事業量及び4点目の介護保険給付費の推計については、計画書の83ページから105ページに記載しております。これらの内容に基づきまして、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を設定しております。

3の計画期間等につきましては令和6年度から令和8年度までの3か年とし、令和7年が団塊の世代が後期高齢者医療に移行するピークであることや、令和22年の団塊ジュニア世代が高齢者に移行するピークであることを見据えた計画としております。

4の介護保険料の設定につきましては、第9期として令和6年度から令和8年度までの保険料基準額を年額6万6,000円、月額では5,500円とし、今年度までの第8期計画と同額に据え置くものであります。

計画書109ページをご覧ください。65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を記載しております。これまで介護保険料については第1段階から第9段階までとなっておりましたが、介護保険法施行令の改正により第1段階から第13段階まで多段階化されております。中段の第5段階が先ほど説明いたしました年額6万6,000円、月額5,500円の保険料となります。第5段階を境に、第1段階から第3段階までの低所得者区分と第4段階は基準額に基準割合を乗じて軽減されるもので、保険料額は右の欄に記載しております。第6段階以上は一定の収入のある方で、一定の割合に応じて保険料を定めております。なお、今回の改正では第5段階の保険料基準額は前計画と変更はありませんが、第1段階から第13段階に多段階化されたことに伴い低所得者の保険料は軽減され、所得のある方の保険料の負担は大きくなる改正となっております。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第5号山元町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第7. 議案第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。議案第6号山元町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、介護保険法施行令の一部を改正する政令等の施行及び山元町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を推進することから所要の改正を行うため提案するものであります。

資料No.5、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1の改正内容でございますが、介護保険制度の持続可能で安定的な運営を図る観点から介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し低所得者の保険料上昇の抑制を図るため標準段階を多段階化し、高所得者の標準条率を引き上げ、低所得者の標準条率を引き下げるもので、第9期介護保険事業計画期間の保険料を定めるものになります。今回の改正につきましては、第2条及び第4条となりますが、表に記載のとおり、新たに第10段階から第13段階まで町民税課税の合計所得金額に応じて4段階を追加しております。また、保険料につきましては第5段階が基準となりますが、現在の保険料額と同額の年額6万6,000円に据え置いております。一方、第1段階から第3段階までの低所得者層の保険料につきましては引下げ改定となり、新たに追加している第10段階から第13段階までは引上げ改定となります。

2の施行期日につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

11番岩佐孝子君。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。保険料の年額、1段階から3段階までは減額ということなんです。何パーセントぐらいの方々が該当になるのか。そしてまた、第9段階から13段階までなんです。負担額の多くなる方々、何世帯、何名ぐらいなのかお尋ねします。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。今回改正になります適用になる方になりますけれども、今回令和6年から令和8年度まで見込んでいます。その見込んでいる数値ということでお答え申し上げます。第1段階ですと622名、第2段階で415名、第3段階で522名の方が対象となる。今回新たに設置されました10段階から13段階までは106名の方を推計しております。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第6号山元町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第8．議案第7号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは議案第7号山元町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び山元町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い所要の改正を行うため提案するものであります。

資料No.6、条例議案の概要及び新旧対照表をご準備ください。

1の改正内容でございますが、今回の改正は国が定める基準に基づく町が指定する事業所の運営基準等を改めるもので、事業対象となる2つの条例を1つにまとめて提案しております。2つの条例の改正については適用箇所が共通しておりますので、改正項目の欄をご覧ください。

1点目、介護予防支援の円滑な実施については、現在地域包括支援センターが町から指定を受け行っている介護予防支援事業を指定居宅介護支援事業所も町からの指定が受けられるように改正するものです。その指定に係る基準を定めており、これにより地域包括支援センターの負担軽減につながるようになります。

2点目、管理者の兼務範囲の適正化については、現在管理者の兼務の範囲は同一敷地内に限定されておりますが、限定がなくなることによりより効率的な運営が行えるようになります。

3点目、書面掲示規制の見直しについては、現在事業所の運営規定は事業所内に書面掲示することとなっておりますが、書面掲示に加えウェブサイトへの掲載を義務づけているものです。

4点目、身体的拘束等の適正化の推進については、緊急時等を除き身体的拘束を禁止することを明文化し、記録や委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務づけるものです。

5点目、公正中立性の確保のための取組の見直しについては、前6か月間に作成した居宅サービス計画における各種サービスの利用割合の利用者への説明を努力義務することにより、事業者の負担軽減を図るものです。

6点目、ケアマネジメントの質の向上については少なくとも2月に1回、介護予防支援は6月に1回、モニタリングを実施することになっておりますが、利用者の同意があればテレビ電話等が活用できるようにするものです。

2の施行期日につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

以上で議案第7号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第7号山元町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び山元町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第9. 議案第8号を議題とします。

本案について説明を求めます。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。議案第8号磯浜漁港管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の条例に関する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

資料No.7番、条例議案の概要及び新旧対照表をお開きください。

1番、改正内容としましては法律名が漁港漁場整備法から漁港及び漁場の整備等に関する法律に変更されたこれに伴う所要の名称変更及び新たに創設された漁港施設等活用事業に関する占用料の徴収に関する規定を追加するものになっております。

改正の箇所、内容についてご説明申し上げます。第1条につきましては、法律名が改正内容で申した漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正なっております。あと、15条第1項関係につきましては今まで土砂採取業等に徴収する採取者等についてということになっておったんですけれども、これに加えて占用許可を加えた占用許可を受けたものの部分に第43条第4項の規定する認定計画実施者というもの追加になっております。続いて第15条第1項につきましては、ただし書きについてです。土砂採取料等の徴収を必要としないものの引用法律の条項の表現修正という形になっております。施行期日につきましては令和6年4月1日となっております。

以上、議案第8号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第8号磯浜漁港管理条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第10. 議案第9号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、議案第9号山元町水道事業給水条例及び山元町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うため提案するものであります。

資料No.8、条例議案の概要をご覧ください。

1、改正内容でございますが、令和6年4月1日施行の生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律第3条により水道法が改正されることに伴い、水道行政の所管省庁が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されるため改正を行うものです。

第1条による改正は、山元町水道事業給水条例の一部を改正するものであり、第5条第1項第33条第2項ただし書き及び第36条第1号中の厚生労働省令を国土交通省令に改めるものであります。

次に第2条による改正は、山元町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものであり、第4条第6号中の厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものであります。

2、施行期日は令和6年4月1日となります。

以上で議案第9号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第9号山元町水道事業給水条例及び山元町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第11．議案第10号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。議案第10号令和5年度（債務）山元町深山山麓少年の森拡張・改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的は、令和5年度債務山元町深山山麓少年の森拡張・改修工事、契約の方法は条件付一般競争入札、契約金額は2億5,465万円、消費税を含みます。契約の相手方は有限会社渋谷組であります。

提案理由でございますが、山元町深山山麓少年の森拡張・改修工事請負契約の締結に当たり地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

資料No.9、議案の概要をご覧ください。

提案理由、表の1から4までは先ほどご説明申し上げたとおりであります。5、工事の場所は山元町深山山麓少年の森になります。6、工事の概要ですが、施工面積2万143平方メートル、うち拡張部として7,952.6平方メートルであります。主な整備内容としましては、BMXコース改修一式、イベント広場整備一式、じゃぶじゃぶ池整備1か所、泥んこ遊び場整備1か所、人工芝そり滑り整備1か所、BBQ広場整備10区画、芝生広場屋根つき休憩施設含む整備一式、駐車場整備として既設部含む駐車場台数114台分を確保し、内訳として一般車両107台分、身障者用として4台分、バス用として3台分となります。屋外トイレ新設1棟であります。

7、工期につきましては議決された日の翌日から令和7年5月20日までとなります。

以上で議案第10号の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第10号令和5年度（債務）山元町深山山麓少年の森拡張・改

修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第12. 議案第11号を議題とします。

本案について説明を求めます。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。議案第11号公の施設の指定管理の指定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、山元町水産業共同利用施設設置条例の規定により山元町水産業共同利用施設の管理を指定管理者に行わせるため山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき当該候補者を選定したので、地方自治法の規定により提案するものであります。

資料No.10番、議案の概要を併せてご覧ください。

1番、施設の概要です。名称、山元町水産業共同利用施設。3施設ありまして、山元町水産物荷さばき所、2つ目が山元町第1共同利用漁具倉庫、3つ目が山元町第2共同利用漁具倉庫になります。所在、山元町坂元字浜2番地11外です。設置の目的としましては、漁業者の経営の安定及び労働環境の整備により水産業の活力ある振興を図るため、施設を設置するものです。

4番、施設の施設整備等については記載のとおりとなっておりますのでご覧いただければと思います。

2番、指定管理者の指定する団体、所在、石巻市開成1番27、名称、宮城県漁業協同組合、代表者名、代表理事組合長寺沢春彦。

概要書の裏面をご覧ください。3番、指定管理者の行う業務の範囲です。1つ、施設の維持管理に関する業務、2つ目としまして施設の利用料の取扱に関する業務になります。

4、指定の期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。

以上で議案第11号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第11号公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第13．議案第12号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。議案第12号町道の路線廃止についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、既存町道の県道移管及び復興事業により町道の取付変更等に伴い路線の重複及び一般交通の用に供する必要がなくなった路線を廃止するに当たり、道路法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

資料No.11、議案の概要をご覧ください。

整理番号1の町道2103号八手庭堤中線外4路線について、総延長2,731.89メートルを町道から県道への移管や復興事業により撤去及び終点の変更を行うため、廃止するものであります。2ページ、3ページは路線の廃止図と移管後の管理体系図を記載しておりますので、ご覧願いたいと思います。

以上で議案第12号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第12号町道の路線廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第12号は原案のとおり可決しました。

議長（菊地康彦君）日程第14．議案第13号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。議案第13号町道の路線認定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、既存町道の県道移管及び復興事業による町道の取付変更等に伴い新たに路線を認定するに当たり、道路法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

資料No.12、議案の概要をご覧ください。

整理番号1の町道4185号笠野北線外3路線について、総延長968.56メー

ルを復興事業による終点変更や一部県道への移管後の再認定を行うものです。2ページには路線の認定図と移管後の管理形態を記載しておりますので、ご覧願いたいと思います。

以上で議案第13号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第13号町道の路線認定についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。再開は11時5分、11時5分であります。暫時休憩。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

議 長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（菊地康彦君）日程第15、議案第14号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは議案第14号令和5年度山元町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

初めに、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ5,276万1,000円を減額し総額を87億1,160万円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正と併せまして繰越明許費、それから債務負担行為、地方債の補正を行っております。

今回の補正につきましては、年度末に当たることから事業費と財源について歳出側、歳入側からそれぞれ精査を行っておりますが、特に決算見込みに伴う不用額等の整理に関しましては個別の説明を省略させていただきます。また、過年度に実施した国県補助事業の精算返還金についてもおのおのの説明は省略いたします。

それでは歳出予算の主なものからご説明をいたします。15ページをお開き願います。

初めに1款議会費1項議会費でございます。役務費から使用料及び賃借料までにつき

ましては、議会運営におけるICT関連経費でございますが、当課で取組を進めておりますインフラシンククライアント化事業を翌年度に繰り越す見通しとなり、令和6年度当初予算に積み替える必要が生じたことから皆減するものでございます。

2款総務費1項総務管理費でございます。7目情報管理費について16ページをお開き願います。上段でございます標準レイアウト改版対応業務委託料140万円につきましては、国が示す健康管理等に係るレイアウト、こちらが改版されたことから関連するシステムの改修を行うものでございます。財源の一部に国庫支出金を活用いたします。2項徴税費2目賦課徴収費でございます。下段でございます東部地区現地調査支援業務委託料677万6,000円の減額については、東部地区農地整備に伴う登記完了がこの3月から11月に繰下げとなったことを受けまして皆減するものでございます。

17ページをご覧ください。3項戸籍住民基本台帳費でございます。350万円の増額については戸籍の付票への振り仮名記載、こちらが定められたことに関連しまして現行システムの改修作業に新たな項目が追加されたことから、所要額を措置するものでございます。財源については全額国庫支出金を活用いたします。

18ページをお開き願います。3款民生費1項社会福祉費でございます。4目障害福祉費のうち委託料148万1,000円の増額については、基幹相談支援センター事業の委託経費が全額、消費税の対象事業になることが国から示されたことから、消費税相当額を追加するもの、また、負担金補助及び交付金の250万円の増額につきましては、障害福祉サービス事業所の施設整備に、こちらに要する経費の一部を支援するものでございます。

20ページをお開き願います。3項災害救助費につきまして77万9,000円を増額しております。こちらにつきましては、令和4年3月の地震被害に伴う応急修理費につきまして国の精算監査があり、監査の結果、一部国費を返還する見通しとなったことからその所要額を計上するものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費でございます。2目予防費の中の委託料のうち地域外来検査センター運營業務1,450万円、こちらの減額については新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことなどに伴いまして、センター業務が実施されなかったことから予算を皆減するものでございます。

22ページをお開き願います。9目上水道管理費について993万3,000円の財源内訳を変更しております。こちらにつきましては、今年度のコロナ臨時交付金、その中で推奨メニュー枠というのがございますが、総額でおよそ7,200万円ということになりますけれども、国に返還することなく全額町で活用するための処理でございます。

6款農林水産業費1項農業費でございます。1目農業委員会費のうち報酬148万2,000円の増額につきましては、農地利用の最適化に伴う活動実績見合いの対価でございます。財源については県支出金を活用いたします。

続いて、23ページをご覧ください。9目農地復興推進費のうち負担金補助及び交付金136万8,000円の減額につきましては、換地処分公告で換地が確定したことに伴い精算支払額が決定したことによるものでございます。

25ページをお開き願います。3項河川費について1,200万円を減額しております。こちらにつきましては、坂元地区谷地川かいわいの排水対策に係る経費でございますが、対策への基本構想を再構築する必要が生じたことなどから、令和6年度に予算を

積み直しするため皆減するものでございます。

26ページをお開き願います。10款教育費1項教育総務費でございます。2目事務局費のうち償還金利子及び割引料306万2,000円の増額につきましては、令和2年度に実施した小中学校大規模改造事業で受けた交付金について、会計検査の結果、一部過大な交付が認められたことから国への返還額を計上するものでございます。

続きまして、28ページをお開き願います。12款公債費1項公債費について5,706万2,000円を増額しております。こちらにつきましては、平成29年度に借り入れた地方債について地方債検査の結果、過大借入れが確認されたことから繰上償還すべくその所要額を計上するものでございます。

次に、歳入予算の主なものについてご説明いたしますので、10ページにお戻り願います。歳出予算の減額に関連する歳入予算の項目につきましては、説明を省略いたします。

初めに11款地方交付税1項地方交付税につきまして3,204万2,000円を増額しております。内訳といたしまして、普通交付税4,737万3,000円の増額については臨時経済対策費として追加交付があったもの、また、震災復興特別交付税1,533万1,000円の減額については、派遣職員などの震災関連対応経費の減額に伴うものでございます。

15款国庫支出金でございます。11ページをご覧願います。2項国庫補助金4目土木費国庫補助金のうち住宅費補助金について5,231万2,000円を減額しております。こちらにつきましては、災害公営住宅家賃低廉化事業に係る執行可能額変更通知、こちら国からございましてその指令に基づいた減額計上でございます。

13ページをお開き願います。19款繰入金2項基金繰入金につきまして9,412万1,000円を増額しております。こちらにつきましては、ふるさと振興基金、それから震災復興基金を減額しまして財源調整として財政調整基金を増額するものでございます。これにより財政調整基金の繰入額の累計は7億7,475万6,000円になります。

次に21款諸収入5項雑入でございます。1目雑入のうちデジタル基盤改革支援補助金3,180万円の減額については、住民情報系システムの標準化対応関連業務、具体には設計書の作成に想定以上の時間を要したため、既定予算から皆減するものでございます。なお、標準化業務を完了させます令和7年度予算の財源として改めて計上いたします。3目過年度収入について574万5,000円を増額しております。保健福祉関係国庫負担金の一部を減額いたしますが、そのほか、国庫支出金過年度収入につきましては記載のとおり受け入れるものでございます。

14ページをお開き願います。22款町債につきましては、後ほど地方債の補正でご説明いたします。

次に、繰越明許費についてご説明いたしますので4ページにお戻り願います。令和6年度に繰越しを予定している事業となります。全部で13事業、約6億円となります。主に5,000万円を超える事業についてご説明いたします。

初めに2款総務費1項総務管理費のうち、DX対応庁内業務インフラシンクライアント化事業については、昨今の為替の影響や半導体不足などコスト上昇の影響によって発注仕様書の精査に想定以上の期間を要したため繰越すもの、次に定住促進対策事業につ

いては事前申請に基づく補助金の交付となりますけれども、その支払いが翌年度になる場合に対象者に滞りなく交付が行えるよう繰越すもの、3款民生費3項災害救助費については能登半島地震に伴う災害支援について、年度をまたいでも切れ目のない対応が可能となるよう繰越すもの、8款土木費2項道路橋梁費のうち道路新設改良事業につきましては、町道南山下線改良工事におきましてNTTなどの関係機関との施工調整、これらに不測の期間を要したことから繰越すものでございます。

次に債務負担行為の補正につきましてご説明をいたします。5ページをお開き願います。債務負担行為といたしまして3事業を追加しております。いずれも年度当初から事業を実施するに当たり、年度内に契約行為が必要となることから債務負担行為を設定するもの。

6ページを続けてご覧願います。債務負担行為の変更でございますが、町指定文化財大條家茶室修復等事業についてその限度額を4,080万円から5,350万円に変更するものでございます。

最後に地方債の補正をご説明いたします。7ページをお開き願います。こちらの変更分といたしまして、過疎対策事業債の限度額を5億4,160万円に、それから公共事業等債の限度額を650万円に、緊急しゅんせつ推進事業債の限度額を4,000万円に、緊急自然災害防止対策事業債の限度額を1,400万円にそれぞれ変更するものでございます。

以上が補正予算（第7号）の内容となります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

8番品堀栄洋君。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。令和5年度一般会計補正予算28ページ公債費緊急防災減災事業債の過大借入れの繰上償還金5,706万円についてお聞きします。このたび、3月定例会で令和5年度一般会計補正予算に未償還元金として繰上償還金5,706万2,000円が計上されているが、今回は今多方面から熱望されている公衆トイレが幾つも建設できてしまうほどの多額のミスが平成29年度に起きていた自体が最近になって発覚したということだが、今回ミスをこうして公に報告し補正予算の対応をしなければならない今の担当幹部の方々はある意味大変気の毒なことではあると思うが、幸いにも今回は遅延損害金は発生しないという中できちっと速やかに対処がなされたことは非常によかったと思う。町長にお聞きします。橋元町長が令和4年4月に就任されてから職員による何年も前の不適切な事務手続が幾つも明らかになってきており、これは今の執行部の皆さんが風通しのよい職場づくりを大変一生懸命に頑張っていらっしゃることの証であるとも言えるのではないかと。引き続き、このように過去のミスも含めて行政手続の誤りが発生してしまった場合には執行部として切実に速やかに議会に報告し、適切に早期改善に努めるということを改めて町長に今この場で約束してもらいたいかがでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今品堀議員からのご指摘でありますけれども、震災復興ということで膨大な業務量の中で職員が何倍もの仕事をこなす中で多少なりともそういうふうなミスが発覚したというところはあると思います。私といたしましてはその時点でミスに対しての注意喚起はきちっとしているつもりであります。今後二度とそのようなことがな

いようにチェック体制をきちっとやってくださいということでやっております。また、そういうことが発覚した時点で早急に議会側にも報告をし、訂正をしているという状況ですので、そのようなことが出たときに本当に隠すとかそういうことは一切考えておりませんので、分かった時点ですぐにみなさんのほうにも議会のほうにも報告を申しあげまして、早急に訂正なり何なりの対応をさせていただいているというところでございますので、今後もそのような対応で進めていきたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。そのほか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。今の関連してなんですけれども、これは本来ならば幾ら借入れをすればよかったのか。その辺、何のため、何で過大借入れになったのかその要因とかについてお尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長からお答えいたします。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。借入額が全体で約3億円ということになります。そのうち、過大借入れをしたのが約3分の1ということで1億円弱ということですが、なぜこういったミスが生じたのかということにつきましては、こちらも先般の議会全員協議会で説明をしてございましたが、政府系の公的な機関から借り入れる場合に借入先が2口ございまして、1つは財政融資資金、それからもう1つは地方公共団体金融機構ということで、今回は後者の地方公共団体金融機構から借り入れたものです。これが2か年間に事業費が繰越したということで事業が2か年間にまたいだということで、1年目に支出する財源に対して1億円借りて、2年目については残金を借りてということになっていくんですけれども、そちらが実際に1年目に借入れをした金額、それから2年目に借入れする金額、それぞれ借り入れる金額を、要は借入れするときに証書借入れということで証書を発行するんですけれども、片や、財政融資資金というのが前に、1年目に借りた金額については前借りということで一旦証書は出すんですが、本借りという次の年度については総額を記載するというので、同じ政府系の公的な金融機関なんですけど証書を発行する手続に基本的に違いがあるんです。その違いを混同してしまって、余計に多く2か年目に借入れをしてしまったということですが、当時は適正な処理ということで事務を進めてきたということなんですけど、たまたま検査が今年度ありましてその中で指摘があって、これをさらに精査をしたところ過大借入れになっていたということが初めて分かったということですので、今般の正しい処理を行うために必要となる補正予算を計上させていただいたという流れになります。

以上です。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。ということは、28年、29年度ですか。借入れをしたのはということであれば、借入れからもう数年たっているわけです。経過しているわけなんです。その間、議会も責任はあるんですが、その間の執行部のトップ、そして議会からも監査委員が出ておりますけれども、その辺についても私は疑問を感じるんですが、今まで決算統計とか何かそういう部分には全然気づかなかったのか。指摘もされていなかったのか。その辺、確認をさせてください。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。決算統計という今より具体的な話が出たので、その視点から話をしますと決算統計の時点では気づく要因はあったと私は思います。ただ、当時の書類なども遡って毎年確認をしたり、あるいはその後監査なども受けておりますので、

そういった指摘事項なども振り返り確認をしましたが、その中では過大借入れをしたという指摘なり痕跡というものが見受けられませんでした。したがって、今回正しい処理をさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（菊地康彦君）そのほか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。ということは、監査もそして執行部自体も議会も全体的なところで捉えてよろしいのでしょうか。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。担当課としてはそのように理解をしています。誤りなのでどういう形では確認できたのではないかとのご指摘は、それはごもっともだと思います。ただ、一旦地方債を借入れした後については議員ご承知のとおり公債費ということで、毎年その借入額に対して正当な償還表に基づく交際費が計画どおり支払われているかというそういった観点での確認ということになりますので、極めてそういうところの確認については難しいと言わざるを得ないと認識してございます。

以上です。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。これは今回発覚したということで現執行部というよりは前執行部に責任があったということで捉えておきたいと思います。

あとは、ごめんなさい。1回やめます。

議長（菊地康彦君）そのほか、ございませんか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほど説明ありました歳入での町営住宅何ページか見つからないんですが、ありました。11ページの15款2項4目土木国庫補助金のうちの災害公営住宅家賃低廉化事業補助金の減5,000万円、この説明では執行可能な云々かんぬん変更通知が国から示されたということなんですが、その変更内容というのと今後これはこの制度が変わったということなのかどうかということも含めて、あるいは実績に伴うものということも影響するのかどうか。非常に貴重な財源ですのでその辺の背景について確認します。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。こちらの災害公営住宅の家賃低廉化事業補助金と特別低減事業補助金につきましては、町の災害住宅の戸数に当たり入居者のものに当たって計算して国に交付額を要求しております。それで、国で全体的に予算をした中で今年度においては山元町ではなく全体的に全部減額という交付になっているという形になっています。要は、国の予算に合わせた交付決定がなされたというような形になります。

以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。実質というのは全体の大枠があつてというかその背景が見えないんですが、傾向としてどう受け止めればいいのか。そのときでもろもろ何かあつたときに今回の能登地震があつてどうのこうの、それと深く結びつくものになっているのかどうかということも分からないんですけども、固定した制度ということではなくて今後何かあればこういうことはあり得る、こういう変化はあり得るということで受け止めればいいのか。あるいは、申請する際のところに問題とは言いませんがその辺で大きく変わるような内容の制度になっているのか。その辺、私は単純に実績というか実績にその住んでいる人が少ないとかとのことに伴っての減額なのかとするならば結構大きな額だというような観点から懸念から確認したところなんですが、その辺の背景、もう少し分かりやすくというか1つは制度が大きく変わったものなのか、あるいは実績による

ものなのか。あとはそういう状況の中で今後の傾向というのはどう受け止めればいいのか。もし答えられれば確認します。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。詳しい通知の方はまだ来ていないんですけれども、制度が変わったというよりも計算式は固定されていますので最初に遠藤議員が言ったとおり、日本列島のどこかで非常事態的な災害等が起きた場合、もしかするとそういった補助金の額が下がるのではないかなと思います。

以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。手続上の申請というかもしそういうこのミスとは言わないですけども不備からこういう結果になっているのではなければいいんですけれども、結構かなり大きな額なのでその辺は今制度は変わらない計算式云々ということで実際申請するのが町だとするならばその辺は慎重にといいますか正確な数字で対応していただければということになります。

議長（菊地康彦君）そのほか、ございませんか。

5番（大和晴美君）はい、議長。予算書の18ページ、3の1の4の障害福祉費の中の社会福祉施設等整備補助金なんですけれども、こちらの施設名と経費の一部ということでのどのぐらいの補助ができるのかお伺いいたします。

保健福祉課長（齋藤剛君）はい、議長。今回対象としています事業所ですけれども、放課後等デイサービスを行っている事業所になります。今回新たに業務を拡大して移転することになっておりますけれども、そちらの部分で事業費、国県補助金を除いた部分の2分の1を上限として250万円ということで補助できるように体制を整備しております。

以上です。

議長（菊地康彦君）そのほか、ございませんか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。27ページです。10款2項2目の17備品購入ですが、教材備品購入なんですけど、これについては寄附による図書と聞いたんですが、全学校が対応に対象なのかどうか。その辺確認したいと思います。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。こちらの寄附を活用した購入費につきましては、消耗品と備品購入ということで各学校から希望を聞きまして、主に具体的に言いますとデジタルタイマーとかプリンター付きストップウォッチ、消耗品でいけば水温計などということになります。全学校対象かということになりますけれども、希望のなかったところが1か所ありまして、そちらは配分しておりません。

以上でございます。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。1校だけ除いて3校くまなくということに捉えていいんですね。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。4校になります。中学校も含めての4校ということになります。

議長（菊地康彦君）そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

皆さんにお願いしたいんですが、しっかり発言をお願いしたいと思います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第14号令和5年度山元町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第16．議案第15号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは議案第15号令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ299万4,000円を減額し総額を17億9,859万円とするものでございます。

議案書6ページをお開きください。歳出予算からご説明いたします。

第1款総務費第2項徴税费第1目賦課徴収費でございしますが、電算システム委託契約による請負差額分を減額しております。

次に、第4項趣旨普及費及び第3款国民健康保険事業費納付金でございしますが、補助金等交付決定に伴い財源の内訳変更を行っております。

次に、第5款保険事業費第1項特定健康診査等事業費第1目特定健康診査等事業費でございしますが、特定健診、特定保健指導業務委託及び検診自己負担助成金について、実績見込みにより減額をしております。

次に7ページ、第2項保健事業費第1目疾病予防費でございしますが、補助金等交付決定に伴い財源内訳の変更を行っております。

第8款諸支出金第1項償還金利子及び還付加算金第3目償還金でございしますが、令和4年度の特定健康診査等国県負担金の返還額が確定しましたので計上しております。

次に5ページの歳入予算の補正額についてご説明いたします。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金第1目災害臨時特例補助金でございしますが、国庫補助金確定により原発避難者10世帯22名分の国民健康保険税及び窓口負担分の補助金を計上しております。次に第3目社会保障税番号制度システム整備費等補助金でございしますが、マイナンバーカードと保険証の一体化利用促進に係る周知費用に係る補助金を計上しております。

次に第4款県支出金第1項県補助金第1目保険給付費等交付金でございしますが、保険者努力支援制度交付金が決定されたことに伴い減額補正しております。

次に第6款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金でございしますが、国県支出金、一般会計繰入金の確定によりまして基金取崩額を270万5,000円としております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が1億2,414万7,000円となり、補

正後の基金残高見込み額は1億597万円になります。次に第2目一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金については低所得者に対する保険税現在分などの国県補助金が確定しましたので、減額しております。その他一般会計繰入金については国県からの補助金等の交付決定に基づき、それぞれ増減分を計上しております。

以上で議案第15号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第15号令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第17. 議案第16号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは議案第16号令和5年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ90万1,000円を減額し総額を16億4,694万9,000円とするものでございます。

議案書7ページをお開きください。歳出予算からご説明いたします。

第2款保険給付費第1項介護サービス諸費第1目居宅介護サービス給付費でございますが、補助金等の交付決定に伴い財源内訳の変更を行っております。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費第2目特定入所者介護予防サービス費でございますが、介護予防サービス費として4万円を計上しております。

次に、第3款地域支援事業費第3項包括的支援事業任意事業費第1目包括的支援事業任意事業費でございますが、委託契約に伴う請負差額を計上しております。

次に、第4款基金繰入金第1項基金積立金第1目介護保険事業基金積立金でございますが、介護保険事業基金に係る利子を積み立てるものでございます。

次に歳入予算の補正額についてご説明いたします。議案書5ページをお開きください。歳入につきましては歳出でご説明しました国庫支出金等の確定による負担割合の変更が主な内容となっております。この結果、第7款の基金繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金でございますが、最終的な財源調整の結果として基金の取崩額を52万4,0

00円減額しております。当初予算からの基金繰入金の累計が1億1,943万9,000円で、補正後の基金残高の見込み額は2億8,426万5,000円になります。

次に、第2目一般会計繰入金でございますが、介護給付費繰入金については介護給付費の増に伴う町負担分として5,000円の増、地域支援事業繰入金については委託契約に伴う請負差額の町負担分として18万2,000円を減額しております。

以上で議案第16号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第16号令和5年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第18. 同意第1号を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長（橋元伸一君）はい、議長。それでは同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、現委員の大内悦夫氏は令和6年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を教育委員として任命するに当たり議会の同意を求めため提案するものであります。なお、任期につきましては令和10年3月31日までの4年間となりますが、小学校の再編や学力向上等に関して見識を賜わるべく、引き続きのお願いを考えたものでございます。次ページに改めて大内氏の略歴書をつけておりますので、ご覧いただければと思います。

何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので山元町議会先例90番により討論を省略します。

議長（菊地康彦君）これから同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

同意第1号は同意することに決定されました。

議長（菊地康彦君）日程第19、諮問第1号を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長（橋元伸一君）はい、議長。それでは諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、これまでご尽力をいただきました現委員の太田一江氏は令和6年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任者として下郷区在住の菊田敏秀氏を法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。次ページに菊田氏の略歴書をおつけしておりますが、経歴、人格からして適任と考えますので、ご理解の上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので山元町議会先例90番により討論を省略します。

議長（菊地康彦君）これから諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時15分、1時15分であります。暫時休憩。

午前11時55分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）日程第20．委発第1号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。産建教育常任委員会委員長大和晴美君、登壇願います。

産建教育常任委員会委員長（大和晴美君）はい、議長。それでは委発第1号学校給食費無償化を推進するための財政支援を求める意見書につきまして説明を申し上げます。

提案理由です。急速に進展する少子化により子供子育て施策への対応は先送りの許されない課題であり、国においても子育て施策の具体化が進められているところであります。子育て家庭では教材費や被服費及び修学旅行積立金等の多くの教育費を負担していますが、とりわけ学校給食費は大きな負担となっています。現在自治体で進められている子育て家庭への支援策である学校給食費無償化の実施については自治体における財源確保が大きな課題となっておりますので、自治体への十分な財政支援を行うよう強く要望するものであります。なお、詳細については別紙意見書案をご参照いただきたいと思います。

山元町議会議長菊地康彦殿

令和6年3月18日

提出者 産建教育常任委員会委員長 大和晴美

以上でございます。

議長（菊地康彦君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから委発第1号学校給食費無償化を推進するための財政支援を求める意見書を採決します。

お諮りします。

産建教育常任委員会委員長から提出されたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

委発第1号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第21．議案第17号から日程第26．議案第22号までの6件を一括議題とします。

議案第17号から議案第22号までにつきましては、3月6日に予算審査特別委員会に付託し、3月14日午後4時までの審査としておりましたが、審査が終了し、審査結果報告並びに少数意見の報告書が提出されましたので、山元町議会先例76番により両報告書とも委員長が併せて報告することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君） それでは委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長齋藤俊夫君、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長（齋藤俊夫君） はい、議長。 それでは予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会は3月6日付で付託された議案6件、議案第17号令和6年度山元町一般会計予算、議案第18号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計予算、議案第19号令和6年度山元町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号令和6年度山元町介護保険事業特別会計予算、議案第21号令和6年度山元町水道事業会計予算、議案第22号令和6年度山元町下水道事業特別会計予算を審査した結果、議案第17号令和6年度山元町一般会計予算については震災遺構大地の塔敷地内へのトイレ建設工事請負費2,700万円の減額修正案が提出され、委員長を除く11名で採決を行い、原案の減額修正に賛成するものが5名、原案に賛成するものが6名という僅差の結果でありましたが、原案を可決すべきものと決定いたしました。その際、お手元に配付のとおり岩佐哲也委員から議長に対して少数意見報告書が提出されておりますので、その要旨を朗読し、報告といたします。

意見の要旨。大地の塔敷地内にトイレを建設する必然性については詳細な根拠が示されておらず、本事業が町民の理解を得るに値する十分な検討の結果で提案されたと言い難い状況であります。さらに、大地の塔を訪れる方々を利用対象としているという説明を続けてきていますが、他方、近年大地の塔近辺で開催されている地区のイベントの際にも活用する目的もあると思われ、その活用や利用頻度については一切触れられておらず、説明もなされておられません。このことはこれまでの行政運営を踏まえると極めて非常識・不適切な手法であり、町民に対して納得感を与えてきた歴史を大胆に否定するものであります。また、昨年より議会においては再三にわたり工事費の縮減、工法の見直し、イベントにも活用するのであればレンタルトイレの活用及び今回の能登半島地震でも活躍している災害時やイベントの際にも活用できる利府町のトイレカーや気仙沼市のトイレトレーラー類の検討についても促してきました。しかし、議会に対しその検討結果を一向に示すことなく、さらには今回の当初予算において昨年6月補正で減額修正した2,700万円のままで工事費を上程することは議会軽視と言わざるを得ません。

以上の理由から、予算審査特別委員会からの報告として議案第17号令和6年度山元町一般会計予算については修正決議すべきものと決定すべきであります。

次に、議案第18号から22号までの5件については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の結果、特に留意すべき意見として議案第17号令和6年度山元町一般会計予算に関して、坂元地区定住促進事業など主要な事務事業についてはあらかじめ議会に対して説明し、一定のビジョン、全体像を明らかにし、財政状況など町の現状と行く末を見据え共通理解の下で推進することとの意見を付しております。

山元町議委発第12号令和6年3月18日

山元町議会議長 菊地康彦殿

予算審査特別委員会委員長 齋藤俊夫

以上であります。

議長（菊地康彦君）これから委員長に対する質疑を行うところですが、予算審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例84番により省略します。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）ただいま休憩動議が提案されております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は13時40分、1時40分であります。

午後1時26分 休憩

午後1時40分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に12番岩佐哲也君、9番岩佐秀一君から議案第17号令和6年度山元町一般会計予算に対する修正動議が提出され、これを受理したので、これから第1委員会室で議会運営委員会を開催いたします。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は14時10分、2時10分であります。

午後1時41分 休憩

午後2時10分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）議案第17号令和6年度山元町一般会計予算に対する修正動議の写しを配付しております。

これから修正案について発議者から説明を求めます。発議者を代表して12番岩佐哲也君、登壇願います。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。議案第17号令和6年度山元町一般会計予算に対する修正案。

地方自治法第115条の3及び山元町議会会議規則第16条第2項の規定により、修正案を添えて提出します。

お配りしました修正案の次ページをお開きください。

議案第17号令和6年度山元町一般会計予算に対する修正案。

議案第17号令和6年度山元町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中80億3,816万8,000円を80億1,116万8,000円に改める。

次に3ページをお開きください。第3条地方債の一部を次のように改める。

第3表地方債の起債の目的のうち、一般単独事業債の欄を削除します。9,100万円のところです。

以上が本修正案の主な内容であります。具体的には次ページ以降の歳入歳出補正予算

事項別明細書に記載しているとおりであります。

9款消防費1項消防費のトイレ建設費の2,700万円の歳出を減額修正し、それに伴う収入の基金繰入金と町債を減額するものであります。

提案理由につきましては、大地の塔敷地内にトイレを建設する必然性については詳細な根拠が示されておらず、本事業が町民の理解を得るに値するには十分な結果で提案されたとは言い難い状況であります。さらに、大地の塔の訪れる方々利用対象としているという説明を受け続けておりますが、他方、近年大地の塔近辺で開催される地区のイベントの際にも利用する目的もあると当初は言うておりましたが、最近はそのような話もありません。その活用や利用頻度については一切触れられておらず、説明もなされておられません。このことはこれまでの行政運営を踏まえると極めて非常識で不適切な手法であり、町民に対して納得感を与えてきた歴史を大胆に、今までの歴史を否定するものであります。また、昨年より議会において再三にわたり工事費の縮減、工法の見直し、便座や便器数の見直し含めた工法の見直し、イベントに活用するのであればレンタルトイレの活用等でもどうかと。能登半島でも使われております災害時に使われましたトイレカー、利府町や気仙沼でも類似使用されていまして。そういったものを検討すべきであると再三再四提案しておりますが、議会に対してその結果なども一向にいまだに今日現在も詳しい返事がなされておられません。さらには、今回の当初予算において昨年6月補正で減額修正した2,700万円そのままで見直しもしない、一切なしで上程されているということは議会軽視ということをおっしゃるを得ません。

以上の理由から議案第17号令和6年度山元町一般会計予算に対する修正案を提出させていただきます。

令和6年3月18日

山元町議会議長 菊地康彦殿

発議者 岩佐哲也、同じく岩佐秀一。

以上であります。

議長（菊地康彦君）これから修正案に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番岩佐孝子君。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。ただいま能登半島の事例を頂いて気仙沼とかの、あとはトイレトレーラーということの話も出たんですが、あれは一過性のものだと思います。移動できるということであれば耐久性とかについても考えての発言なんでしょうか。その辺についてお伺いします。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。もちろん耐久性はRCよりは落ちると思います。ただ、20年ぐらいは十分にもつと思います、手入れ次第では。そこでなぜ20年、社人研、社会人口問題研究会で発表している人口、20年後何人ですか、山元町。4,300人です。今の3分の1に減少している。そのときに一体利用がどうなのか、維持費がどうなのか、町がそういったことを総合的に答えられる状態なのか。先々も見て私は20年あれしても耐用年数がそれぐらいあればその時期でまた次のことを考えればいいわけであって、駄目だからトレーラーと。私言っているのはそういう提案をしたにもかかわらず検討結果も一切ないというところに問題がある、その姿勢に問題あると言っているんです。検討した、今現在も検討している。そしてこれから検討します。そうであれば検討してか

らもう1回この提案を出し直してもいいのではないかと強く申し上げたいと思っています。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。今20年ぐらいというお話が出ましたけれども、今回花釜地区の消防団のトレーラーハウス頂いてから10年たちました。そこでも使えないということも分かっています。耐久性はあるわけがないんです。なぜ移動のものにしなければならないのか。そこに来る人たちの利便性とか何かを考えた場合にきちっと直接歩いて、そして車椅子でもすぐに入れるようなものにすべきだと思うので、私はトレーラーハウスは不相当だと思います。こんなトイレに関してはということからもう1度岩佐秀一議員に聞きたいと思います。その辺についての考えをお示してください。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。今トレーラートイレの件に意見があったんですけども、10年で壊れるということでありまして、これは修繕とかメンテナンスすれば20年はもつでしょうということでありまして。

以上です。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。あと、工事費の縮減、工法の見直し、これについては工法とか工事の方法についても議員さんのほうから議員たち議員のほうからどうぞ提案してくださいという執行部からの呼びかけもあったと思うんです。それについてはどのように対応したんでしょうか、岩佐秀一議員。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。今、先ほど哲也議員が言ったとおり、6年2月20日に町長に要望いたしました。6項目の要望をいたしております。その要望に対する回答が何らない。したがって、この修正案を提出したわけでございます。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話です。個人の話かと受け止めました。それに対する回答についてはそれぞれの受けようと思いますが、その辺についてだから駄目なんだという理由に私はならない。これは私が思う話ですから、併せて改めて伺いますが、今回の反対の理由はこのトイレあの慰霊の碑の大地の塔にトイレは要らない、必要ないということからの反対理由なのかどうか改めて確認させていただきます。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。大地の塔にトイレが必要かないかという考えであれば我々1度も必要ないということは言ったことはありません。

議長（菊地康彦君）静粛に願います。傍聴者の方は。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。2,700万円を見直ししてあれしたらどうかと再三再四、先ほども出ていましたけれども、提案したにもかかわらず何の提案で私も調べたのはあれがユニットでもっと安いところあるって、だからそういうこともあって提案したらどうかと先ほど出ていましたけれども、トレーラーハウスでなければ駄目だという提案も一切していません。1つの案としてこういうことも検討できないかという案をただけであって、その検討結果も出ていないということ为先ほども申し上げた。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。別にそこまで聞いていません。私はそういう気持ちがあるのかないのかということを確認しただけです。あるのであるならばそれからのいろいろ話が進んでいくんですが、いろいろ挙げております理由の1つ、事業費のことを言っております。何も検討していないという、それも全協の中でとか我々は聞いています。皆さんの耳に入ってこなかったのかどうか分かりませんが、そして執行部の考えは確認しています。相当そして今もこれからも検討するということも言っておられます。予算措置するまでまだまだ余裕で時間がある話ですから、そういうことは言っています。ですので、

検討していないなどと一方的な決めつけには問題があるということを指摘しておきます。具体的に工事費について皆さんからのご意見ございました。それで実際今の現状どうなっているのか。例えば先ほど提案のあった少年の森のトイレについては皆さんもいろいろ行に上げましたが、その件については何ら反対の意見も何も出てこない。あそのトイレは皆さんに渡った資料によれば少年の森は2,500万円、これは令和5年度の話です。それについて何ら意見を反対の理由も述べていない。1発で回答。今回示されたのは2,700万円、しかしながらこの2,700万円は何回も言いますけれども、執行部の我々が説明受けている分では今後も検討する。これ以上検討したのか。これが最後の額かとも思っているんですが、そしてその際に皆さんにわざわざ資料提供してこの近辺のトイレ、いつどのぐらいの工事費かかったのかということも皆さんにちゃんと資料として示しているんです。

議長（菊地康彦君）遠藤議員、前を向いて。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。といめん普通だとかことこの境のなんだけれども、それでそこでねぐなったから一応分かるようにするとうまくないそれはそれとして、注意を受けます。そこには少年の森2,500万円、大條家茶室1,500万円、山一小500万円こっちはあってる。あと私何回もこの議論の中で言っているんですが、旧山下駅これを壊して今回の問題になっているんですが、これは私は私の記憶で2,700万円という記憶あったんですが、実際にこの資料でさえ2,400万円、いつ出てきたか。これは平成9年度です。97年のもう20年以上前の値段が2,400万円なんです。大体規模的には同じような量なんです。そういうことも皆さんに示されていきました。それから花釜、これ何て読む。花釜避難が丘というの。平成25年、ここでも2,700万円、笠野も同じ。つばめの杜中央公園は2,100万円、その近くにある山下駅前現在の広場のトイレも2,100万円、せっかく書いているから全部言うけれども、磯浜漁協は2,200万円、町民グラウンド体育文化センター2,000万円、大体同規模の値段なんです。それに皆さん反対されましたか。なぜこのトイレのことだけ大地の塔だけをいつまでもというか固執しているのか。その理由が全く分からない。ですから、先ほどその前提として作る気があるんですか必要があるんですかということを確認したんですが、その件についてはそんなことを一切言っていない。だったらそういう立場でこの真摯にこのことについて向かい合っていたらと急に思うわけですが、これは質疑だからいかが思われますか。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。いろいろ言われたのでその中で3点ぐらい、要約してお答えしたいと思います。例えば少年の森とか二千何百万円、例えば2,500万円とかいろいろ言われましたけれども、中身はどうですか。少年の森の便座数便器数は6つあるんです、6つ。それで2,500万円。今度のあれは3つです。3つで2,700万円、4つか。単純に比較できないでしょうということを言いたい。大きな数で2,500万円とか、何で少年の森で反対しなかったというとなればそれなりの必要であって、あそこで従来あったものを壊して作るからこれぐらいのといふので6基、便座数。多目的も含めて6基というそれぐらいはかかるでしょうということ、特にそれは問題にはしなかったということで、まず1点。

それから2点目は、いろいろ言われたからですが、2月20日にやったものをなぜそれは個人で聞いたんでしょうという話が最初あったからそれについて答える。これは返

事しません。工事費についてはそういうことで、それからそれ以外の工事費がいろいろ言われた。それ以外はほとんど5つか6つは平成25年、震災後に大きな金額の下に町の復興工事を何とかしようということではつばめの杜を例に挙げれば、例えば何とかやろうという中の大きな金額の中のトイレ問題であって、全体としては大きなトイレだけを取り上げてどうのこうのという問題にはなっていないかと私は記憶、とにかく早く復旧・復興を進めるべきだということであの団地作る。そして団地の中には当然駅前、駅も移ったわけですからその周辺はトイレも必要でしょうし、坂元不動産の北側というかあの辺にも、公園の中にもトイレが必要だろうということをやっている。これは大きな問題ではなく、それぐらいのものは必要だったでしょうということでは議会ではそう大きな問題はならなかったと私は記憶しております。そういうことです。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。私そういうこと聞いたのではなく、単純比較をということでせっかく皆さんからの要求があつてこういった資料出ささせていただいたんです。それを見てどうなのということを知っているだけで、その際、金額的にはそんなに違いがありません。私が強調したいのは何回も昔から言っているのは旧山下駅前、およそ30年ぐらい前のトイレで2,500万円、2,400万円、併せてあのとき同時期にその後旧々山下小山二小かな、そこにもトイレを作ったんですが、そこでもあの当方で1,500万円です。同規模でその比較を私は言っただけの話です。であるならば、今も毎日毎日で資材高騰ということで値段が上がっている中で、ですから、この2,700万円というのはそれに科学的に分析すればすぐにその違いが出てくるかと思うんですが、別にここでそれを強調するつもりはございません。しかし、表面的なこの数字を見ただけでもこのような大きな違いがある。今本当に今すぐに作らなければますます今度は来年になると今度3,000万円4,000万円になるかもしれないという不安懸念もある中での話をしているんです。この件につきましてはそれは理由になるのか。私はこの理由にならないのではないの。作るなということの理由にはならないのではないのかということでは今言った確認したんですが、その件については考え分かりました。理解の違いがあるのかということが確認できました。

それからこれは今度終わり。大体分かったから作る気はないようだ。どうもそのためのその大きな理由に挙げているのかと受け止めました。それからこの間、よく出てくるのが皆さんから出てくるのが優先順位。何を今この時期に優先するのか。今トイレかという話を皆さんするんですが、このトイレについてはこれも何回も議論しているんですが、本来ならばなくてはならないトイレだった。あるもろもろの事情があつたものを壊してその時期に本来ならば作っておかなければならない施設だということもこの間の議論の中で伝えております。それも否定なさるんでしょうけれども、あつたものを元に戻すだけの話ではない。そして言いたいのは、強調したいのはその時期に作ってればこれほどの事業費にならなかったのではなかろうかと思うわけでこれなんかちょっと討論になってしまうからというふうに考えるわけですが、その辺の考えについてはいかが受止めがあるんでしょうか。岩佐秀一議員にお聞きします。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。今価格の問題、大っぴらに出ていますけれども、現状を考えてみますとあの大地の塔に建設からもう七、八年たっている中で確かにトイレがあつて修理して撤去して数年間トイレがない状態であります。当然ですね慰霊祭、ずっとやってきました。ずんずん人が減って慰霊祭においでになるお客様も少なくなっております。

したがいまして、同規模ではなく低減もしているわけですが規模。利用頻度が少ない中でそれなりの規模のトイレを作れば何のことないんです。今一般財源を使って2,700万円を使う必要があるかどうか。だからそこでも優先順位というのが出てきていると思うんです。その辺、よく考えれば何のことないと思います。と同時に、何回も前回も言っているとおり、あの周辺には1キロメートル範囲にはトイレは相当あります。当然ですねあそこにはトイレがないということは既に大体の方は周知されております。その辺を理解して、サインを作っておけば十分に歩いて来る人はよくよくおりませんから、車で来る人、何分もかかれば幾らでもあるんです。その辺も検討していただければということであります。

以上です。

議長（菊地康彦君）まだ継続中なので。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。分かりました。先ほど大前提として確認したんですが、本当にトイレを作りたいの作る必要があるのかなのかということをお聞きしたわけですが、その際にそんなことは思っていないと言われてたわけですが、岩佐秀一さんの場合はそうではなかったということが分かったわけなんです、それにしてもあそこに利用者がだんだん少なくなっているという話もありましたが、それはそこにトイレがあるはずのトイレがなくて毎年毎年来ている方々は行くとおっかないとかそういうどこに行ってもトイレないからということとそういうのは皆さんに迷惑かけるからだから行かないようにしたという方もおります。ということも考えていただければ、そしてあそこは普通の公共施設とは違って大地の塔というほかと違った公共施設なんです。ということも考えればそういう利用者頻度とか何とかということと結論を出す施設なのかどうか。考え方はすけれどもということなんです、そう考えておられる方もいるのかということが分かったということで、一応終わります。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。磯浜漁港平成30年度、今慰霊碑のところで作ろうとしている便座数4基、それで平成30年度で2,200万円です。そして山下駅前広場何人が利用しているんでしょう。平成25年度に2,100万円、これも同じです。つばめの杜、これも同じように4基。利便性そして費用頻度、使用頻度というのに疑問を感じると今受け取ったんですが、利用頻度、ほかのところは調べたことありますか。ここだけが慰霊碑のある大地の塔のところだけがそんなに少ないんですか。3月11日だけがあそこに行く人ではないんです。行ったことありますか。お尋ねください。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。大地の塔に行ったことあるかという質問だと思うんですけども、この町会議員の中で行ったことない人ないというものです。行ったことないと思います。こういう質問ですけれども、みんな行っています。そして、現状も見てます。だから何回も言うとおりに、使用頻度とお金の関係とか考えて、だから我々は規模も考えてくださいという提言しているんです。それを要らないだのなんだのと拡張していますけれども、そういうことをいろいろな議論して検討すべきだと思うんです。いかにしたら町民の方々からみんなからそうだねという提言を出したのを回答していただければ、これは進むと思うんです。数は、規模はこっちだ何だかんだと言ってはこれは絶対進みません。

以上です。

7番（伊藤貞悦君）はい、議長。私も我慢できなくなりましたので発言をします。現在話し合いを

しているのは大地の塔にトイレをという話合いをしているわけですが、大地の塔というのは町の慰霊碑です。まずここにこれは公共施設であります。公共施設にトイレというのは常識中の常識。これについて平常時から常設トイレを備えておくのが町または公共施設の在り方だという大前提で私は考えてきましたが、今話をして聞いていますとそうではないようなニュアンスが非常に強い。何のため作ったの。何のため作るの。そのような議論をしている場合ではないと思うんです。この施設についてはやはりぜひトイレがあるべきで、ここは誰のため作るのという疑問もありましたが、これは慰霊に訪れる人のために作っておくのが第一の考え方で、それに付随してくるのが後から出てきているイベントで使うとかいろいろなその後の問題ではないかと私は思います。それから、質疑ですから質疑をしますが、これまでの行政運営を踏まえて非常識不適切な手法である。町民に対して納得感を与えてきた歴史を大胆に否定するという発言というかここに発言もされました。そのような文章で表現をされていますが、本当にそう思っておりますか。私たち議会、議会議員を冒瀆した言い方ではないですか。我々だって真剣にこれまでのことを討議をして一つ一つのことを決めてきているわけですが、岩佐哲也議員、このことについてはどう思われます。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。これは先ほど冒頭でも申し上げましたけれども、議長と私は町長にも2月6日だったと思いますが何とか作るほうでの検討するのに何かいい方法がないのか。便座数なども含めた見直しとかそういったことも含めて申入れをしたんですが、なかなかそれに対する返事が一切来ないということで、しびれを切らしまして2月20日に再度町長・副町長に時間を取っていただきまして、3時半から4時までの間、私と秀一議員が6項目、先ほども出ていましたけれども、それをお願いした。一部議員は一部の議長・副議長で勝手にやったのではないかというお話かもしれませんが、私はそれなりの何とかしたいと、何とか話合いできないのかということで姿勢でそういう考え方で申入れをしたんですが、先ほどちゃんと記録も残っていますので首振っているようではけれども、ちゃんと6項目の、その検討しろと担当課長にも一切指示なくて今日まで来ているということで、非常に残念。ただ、その辺この前確認しましたら、今後検討するんだという話だったので、そうであれば検討してやるべきではないか。そういう態度を私は議会に対する冒瀆というか真摯に対応していない議会軽視ではないかということ为先ほど伊藤議員の質問に対してはそういうことでその背景があって申し上げたんだということをここで申し上げておく。本当はこんなことも言いたくなかったんですが、ただ、そういう質問があったので、質疑があったのでお答えします。

7番（伊藤貞悦君）はい、議長。100歩譲りまして今2月20日、6項目の要望書を出した。これは岩佐哲也議員が議員としての活動なさったということで私は解釈しております。今回のこの前提は平常時の常設トイレを大地の塔に作るという出発点からの大前提でこのことを話し合って我々は話し合っているわけです。そこにトレーラートイレとか何とかというのを持ち込んできて話の筋を入れ替えているのではないですか。そのところについてはどう考えられます。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。再三申し上げているんですが、ご理解いただけないようですが、私は作るという方向での何か方法がないかということで申入れして、その中の1つにこういう方法もあるのではないか。皆さんにも言っていないでした。議長はナガワさん辺りも交渉したんですかという話までして、例えばそれに対する回答も意識もない。例

えばの話です。それで6項目を20日に再度出したということですが、それが全然、副町長も丁寧に私の目の前で見ていましたけれども、ノートに全部書いていましたけれども、丁寧に。そういったことでそれらの回答もなく何も頭から作るのを駄目だと反対だとか言うつもりで言っているのではなく、何とかするための検討ができないかということを申入れされたという事実ですから。

7番（伊藤貞悦君）はい、議長。その回答がないということについては私町長でありませんのでそのことについては控えますが、我々議員は町長サイド執行部サイドから出されてきている予定表、スケジュール表に従って内容を検討して意見を言って物を申し述べているわけです。ですので、今私が言える段階は2、700万円の男子トイレ便器、小便器、大便器、それから女性トイレ、多目的トイレということを前提に今回は審査してきているわけですから、そのことについてしか私は意見は述べませんが、いろいろな議員が話をされているように執行部の努力は私は認めたい。それから岩佐哲也議員もトイレを作るのは反対ではない。数を制限しろとかという意見を言われていますが、これまでのやりとりでは男性の数を減らせとかいまやジェンダーと言われる時代で男性とか女性とかそういうことにこだわっていないで、大胆に男性女性取り払って多目的トイレだけ作ればいいのかそういう意見を述べるのであれば私はなるほどなと思いますが、今の段階では納得できませんし、このまま私は計画でどうなのかという進展をしていただきたいと思います。岩佐秀一議員にお尋ねしますが、トイレは本当に要らないんですか。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。先ほどから発言しているとおり、トイレが数がとか価格がどうのこうのと言っていますけれども、まず人口減少、財源の減少、そんな中で我々はあそこに使用頻度を考えているわけです。いろいろな規模も価格も問題になっていますけれども、何回も言うとおりにすけれども、使用頻度を考えた場合、この規模と価格を考えなければならぬと思うんです。ただ作ればいいのかあればいいという考えは過去の問題だと思うんです。ご存じのように、おとといの河北新報に載っていました。トイレ、あの周辺で12個あるそうです。もっとあったはずですよ。民間の施設を使えばその辺考えればあればいいという問題は我々はもっと考えるべきだと思います。

以上です。

7番（伊藤貞悦君）はい、議長。私の質問は要るのか要らないのかという質問をしました。それから、使わなくても作っておかなければトイレは使えないんです。結果的にはなければ使えないんです。そのところをよく考えていただきたい。ないものはないんですから。だから、ここに岩佐秀一議員はトイレは要らないのかどうか。端的にお答えいただきたい。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。要る要らないではなく、何回も言っているとおり利用頻度と価格と将来のことを考えて回答しているわけです。要る要らないではなくいかに、何回も言うとおりにすけれども、費用対効果考えれば十分に……。

議長（菊地康彦君）傍聴席の方に申し上げます。もう2度注意しております。3度目には退場させていただきますので。

続けてください。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。そういうわけで、何回も言うとおりに、あればいいということは確かにあればいいんです。あればいいの、だけどねやっぱり有効な資産資源、これを活用するためにサインしておけば、あそこにトイレなくなってから何年になりますか。イ

ベント、仮設トイレも設置しないで今回の慰霊式も仮設トイレしましたか。していないでしょう。だから、あればいいという問題ではない。

以上です。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。先日の全協でも価格の件で男子大・男子小・女性用・多目的トイレ、4つ最低だと最低必要なラインだと私は思って質疑させていただいたんですけども、改めて聞きます。そのときに価格を下げるのであれば女性トイレは要らないということをおっしゃったんです。なぜ女性等トイレが要らないという発言をされたのか。哲也議員と秀一議員にお聞きします。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。私は女性トイレは要らないということは言うておりません。ただ、あのとき申し上げたのは男子大1小1、そして茶室のように女性と多目的一緒とそういうことでもいいのではないかとということをおっしゃった。女性は一切要らないという話は一切しておりません。それともう一つ、予想では見積もり持っていますけど、男子女子多目的入れたものでも1,700万円です。それから今言ったように男子大1小1と多目的女性兼用、これだと1,100万円ぐらい、こういう公表されている価格予定表などもいっぱいあるんです。そういうことも含めて今2,700万円言われているけれどもあの規模で2,700万円言われているけれども、よそとかも含めてこういう同じような、あれよりも大きいものでも1,700万円です。2,700万円ではないです。こういうデータがいろいろあるんですが、そういったことを検討しようと思って呼びかけてもなかなか反応がないということをおっしゃったんですが、再度品堀議員のあれにお答えしますと、女子トイレは要らないなどということは一言も言うておりませんので。女子と多目的で一緒でもいいのではないかと、そういう検討もしたらどうかということをおっしゃったということだけ申し上げておきます。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。回答に関しては今哲也議員が回答したとおりでございます。

議長（菊地康彦君）そのほか、ございませんか。

4番（丸子直樹君）はい、議長。少数意見の報告書の中の意見の要旨の中に書いてあるんですけども、これまでの行政運営を踏まえると極めて非常識で不適切な手法と書いてありました。その前段のところは活用や利用頻度の件に関して一切触れておらず説明もされていないということに対してかかっている言葉だと思うんですけども、これまでのトイレ建設に当たりまして利用頻度等の資料が今のところ出てきた記憶がないんですけども、過去はとても納得感があってとても適切な常識的な手法でやられているというふうに取り扱えますので、その常識的な手法でやられた利用頻度というのはどうだったのかという資料というのはどこにあったんでしょうか。教えてほしいです。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。それは飛躍した解釈だろうと思うんですが、これはトイレだけについての執行部の対応を言っているのではなく、一般にいろいろな事業を上程して、議案を上程して議会に説明する前に当然全協やら何やらでいろいろな具体的な立案の根拠だとか背景だとか説明丁寧にしてきた。そういったことが今回はないのではないかと。それでそこに言ったのはトイレの利用が震災のときのメインに3・11をメインにして600人が使うんだとかいう話だったんですけども、先ほど申し上げましたけれども、その前提として花釜、あるいは牛橋を含めてイベント、そういったときの使うんだという話が当初あったんですけども、最近はそんな話もない。実際はイベントなどでも使うんだらうと思うんです。そういったことも詳しくそのときの人数がどうだとかも詳しく説明も

しないでいきなり大地の塔だけだと。そういうところはもうちょっと詳しく説明してくれという意味でそのところは書いている。言っているんだということです。

4 番（丸子直樹君）はい、議長。今の回答頂いた結果、今回の大地の塔の類似であるトイレ建設等に関してはそういう利用頻度等のデータというのはそもそもないですけれども、今回の大地の塔に関してのみそういう利用頻度等の同じような事業に対してのこういう利用頻度等の情報が必要と判断してこういう文言を書かれたと認識してよろしいでしょうか。

1 2 番（岩佐哲也君）はい、議長。先ほども一部申し上げましたけれども、今までのトイレ建設に関しては山元町の限って今まで作ったものを言いますと、震災復興後に全体の中での一部だった。それだからどうでもいいということにはなかったんですが、それと同時に、なるべく早く何とか復興しなければならないというほうが最優先で進んできたということでの細かくトイレがどうだこうだということまでは至らなかったのではないかと、私記憶で私個人で勝手に判断しているわけではなく、そういう議会の中での質疑だったのではないかと。それで、今回は震災復興も落ち着いて今まで丘通りがずっと我慢していて、今度は丘通りのあれも大至急やってください。危険区域の例えば、何回も言いますけれども鷺足のあの交差点、東街道、ああいったところもやってくださいと各地区からいろいろな要望出ていたけれども、そういったことをさておいてこれをやるということの優先順位などもそういうことでおかしいのではないかと。その辺も住民に説明できるようにしてほしいということを再三申し入れているんですが、そういったことへの回答がなかったということで、先ほどの丸子議員のご質問でのそういうときに数というか利用頻度がどうだったというのは実際は私の記憶ではそこまでの具体的な質疑は平成 25 年、大震災から僅か 2 年のときにそこまでは至らなかったのではないかと。そういう時代背景という大げさですが、そういう背景も考えるべきではないかと。今回は大地の塔のトイレだけの問題だから利用頻度がどうなのかという、あるいは費用もどうなのかという問題でこれがクローズアップになっている、住民の関心ごとになっている。併せて、それよりも優先しやることがあるのではないかとということでの地元というかそれなりのところからもいろいろな意見が寄せられているという背景にあることをご理解いただきたいと思えます。何も反対ばかりしているわけではありません、申し上げますけれども。

議長（菊地康彦君）そのほか、ございませんか。

1 1 番（岩佐孝子君）はい、議長。今までの部分については震災復興のための復興予算を使ったからと私は捉えているんですが、慰霊碑の建立のときも復興予算ではなかったのでしょうか。復興予算であそこを作ったならば、なぜトイレをきちっと整備しなかったのか。その辺について岩佐秀一議員、どのように捉えているのかお尋ねします。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。復興、この質疑の中にその辺は入っていないと思いますので私は理解しておりません。

以上です。

1 1 番（岩佐孝子君）はい、議長。震災復興でという声を聞いたのでそれであればあそこの慰霊碑のところは震災復興として建立した施設ではないのでしょうかということを確認をしたんですが、そういう受止めではなかったということでは捉えていいんですか。岩佐秀一議員、お答え願います。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。あそこの予算は一般財源で、復興予算ではなく消防費の災害対

策費の予算の2, 700万円であります。その質疑をやっていると私は理解しております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。慰霊碑のところは慰霊碑を建立するときは災害復旧費としてしたと私は捉えているんですが、その辺については復興予算だったとは復興の事業という捉え方をしていたのか、していなかったのか。その辺についてお尋ねします。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。何回も言うとおおり、令和6年度補正予算で2, 700万円というのは消防費の災害対策費の予算ですよ。その議論をしている中で過去の予算のことではないのではないですか。2, 700万円を我々は修正出しているだけですから。
以上です。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。あそこに慰霊碑の周辺にだから復旧、災害復旧としての一連の作業ではなかったのかと私は思うんです。であれば、災害復旧費今回は一般だ。もう復旧予算が来ていないからでしょう。ですよ。本来ならばあそこは災害復旧であればその時点ですべきだったんです。そうしたら一般予算は使うことなかったと私は思うんですが、その辺の認識どうだったんでしょう。一体の部分のとして慰霊碑、そしてトイレ周辺の整備というのを含めての慰霊碑工事だったように私は記憶しているんですが、トイレだけが除かれたんです。なぜなのか。その辺、トイレを除いたものだけだと思っていましたか。慰霊碑だけだと思っていましたか。岩佐秀一議員。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。何回も言うんですけれども、あそこは修繕して撤去して、大地の塔にはトイレの予算一切入っていないですよ。それも数年、七、八年たっています。何も今になって出たのが消防費の災害対策費2, 700万円、復旧・復興ではないでしょう、一般財源でしょう。今回の2, 700万円は、違いますか。

議長（菊地康彦君）要は大地の塔、これを作ったのは復興予算なのかどうかという質疑であって、今回今の修正動議がされているのは今提案されている件についての修正動議ですので、先ほど岩佐秀一議員が言ったとおおり、過去の件については執行部を介しないとはっきりした回答は出せないと思います。ですから、そこはこの話としては岩佐孝子君、別な方向に向けていただきたいと思います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。全く関係ない話ではない。先ほど私も言っているつもりなんですけれども、聞いている人。常々皆さんこの反対する理由の中に優先順位という言葉を表現しているんですが、その優先順位と語るのならばもう既に私も6月以来言っているんですが、去年の本来あるべき施設の下だった。本来あるべきものがなくなったんだからなくなった時点でなくなったにはちゃんとした理由があるんです。時点で、しかも今言われるようなその当時だったら復興財源の中で一体のものとして大地の塔一体のものとしてできたのではないかということが多分言っていると思うんですが、私も全く同感です。ただ、その件に関しての答えは多分立派な質疑の対象になるものだと思うんですが、その辺については多分見解が違う。この間の答え答弁というかやりとりの中で十分伝わってきます。ですから、その辺は考えていないということで、改めて……。

議長（菊地康彦君）すみません。3つ、終わった。3回終わった。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。15時15分の再開といたします。暫時休憩。

午後3時03分 休憩

午後3時15分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）休憩中に町長より先ほどの岩佐哲也議員の内容につきまして、一言説明をしたいという申入れがありましたので許しましたので、簡明によろしくお願いします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。本来であれば今修正動議が出ている最中ですので私がこのようにして発言をするということは、本当であれば許されないことなのかもしれませんが、先ほど来岩佐哲也議員の発言の中で私も記憶にないようなことを平気で言っていることがありますので、一部訂正をさせていただければと思います。

まず町長室に個人的にお話したいということでお話をいただいて、議会前ではありますが忙しいでしょうと言われながらいいですと時間を取ってお話をまずしました。それはその時点ではこういうことは考えられませんかとかそういう話であって、そういう回答を求めるような書類も一切もらっていませんし、その場でのやりとりです。こういうことはできないかとか何とか、あと、先ほど秀一議員と2月20日に来たということでのお話もありましたが、27日から議会が始まるということで議長・副議長に対する説明も終わった後に訪ねてきて、トレーラーのトイレなど考えられないのかとかそんな3日4日でそれに対して返事をよこせと言われてもそんな27日から始まるのに対して返事ができるわけがありません。ましてやそのときはトレーラーに関してはあそこの慰霊碑というのは臨時ではないんです。あそこは常設のトイレでないと駄目でしょう。いつ誰が来るか分からないんですからという話をしたはずです。ですから、トレーラーのトイレの話は補助金が出るということでそれはいい話です。ただ、それはまた別の話ですというところで、その場での対応させていただいたというところもあります。哲也議員はうそをついているとは思っていないと思うんですが、そうでなければ勘違いをして話していたりなどするのかと思います。先ほどから約1時間ほど修正になってから話していましたが、話を聞いていますと先ほども言いましたようにこちらには回答権ありませんので修正動議の場合、議員間の中でのやりとりになりますので、私からは何も発言できないということで今休憩中に議長にお願いをして公に全部放送されていますので、一方通行で聞いている方が勘違いされると困りますのでこちらとしては半分といいますか多分理解していただいている議員もいらっしゃると思うんですが、説明……。

議長（菊地康彦君）町長、簡明にお願いします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。尽してきたつもりですし、それを説明を受けていないとかそういう発言は控えていただきたいと思います。それから最後にもう1つだけ、議論をするたびに何か反対理由がどんどん変わっていくんです。ですから、前に提起されたものに対して回答しているんですが、そうすると次のときになると今度違った理由の反対意見出てきまして、ですから、次々回答と言われてもなかなかですから、私の考えると6月に去年の6月に1回提出したとき、あとは途中で何かあったとしてもまず公の場に出てきたのはあとはこの間の12月のときのトイレの要望が出たときです。花釜区から、それから今回というところだと思うんですが、何か次々と違った理由が反対理由が出てしまうものですからなかなかこちらでも対応し切れない。でも、こちらの思いは伝えているつもりなんです。何のために作ったのか。誰のためにトイレが必要なのかというこ

とを考えて判断をしていただきたいとくどくどと言いませんので、その2つだと私は思っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。町長が今説明されたのであえて、本当は説明するつもりはなかったんですが、このままだと私が間違っただけを言っている、うそを言っていると取られると困りますので申し上げますけれども、例えば2月20日の例など挙げますと書類もらっていなかったから正式な話ではないと受け取っていますが、それこそ自身が既に議会軽視というか、私はある意味で副議長に選任いただいて議会を何とか、議会と執行部を何とかしたい。このトイレを何とかしたいと、するための落としどころを探ろうということも含めて、町長こういうことは検討できないんですかとトイレの話だけしたわけではありません。規模なども便座数なんかも見直すと前から、去年の7月に書類まで出ているんです、ちゃんと。そういったこともやらないで、詳しく説明しないで、規模については便座数をこうしたという回答などは1回もなかったでしょう。そういう事実を申し上げて何とか落としどころないのかということ、これは政治の常道です。行き詰ったら何とか裏手という語弊あるけれども、裏で何とか落としどころを調整しようということで私は前向きで先ほど来言っている。トイレは絶対駄目だという意味ではなく、作るためには町長の意向を酌むのにはどうするかということを含めて申し上げた。ですから、回答をもらいたいということで申し上げたんですけれども、町長はそういうことで何か私がうそを言っているみたいな話で、回答をくれとは言わなかったみたいな話ですけれども、そういうことだけ申し上げておきます。あまりあれでしょうからこれ以上言うと具合悪いでしょうから申し上げます。

議長（菊地康彦君）質疑もいろいろ出尽していますので、今後、討論の場で皆さん進めたいと思うんですが。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今の件なんです、この6項目、全協の中でも言っていました。しかし、これは単なる岩佐秀一さんと岩佐哲也さん個人と町長・副町長の話です。決してこれは議会を代表した話でも何でもありません。であるならば、もし議会を代表しての話ならば、あるいは6人というか皆さんのお仲間というんですか、代表しての話だったらある程度の機関としての性格が出てくるのかと思いますけれども、そうするとここに公の場でお話しされてもいいのかと思います。あくまでも今聞いていると2人と町長・副町長の関係の間のお話をこういう公の場でやる。それはその2人間というんですか2人対2人でお話ししていただければいい話であって、こういう場でやる話にならない。しかも、我々認めてもないのに議会においてとはかということの中で言っているんです。これまで逆に言うと議会全体に対して失礼な話であって、こういう話を進めさせてはいけないのではないかと。こういうときこそ差し止めといいますか私たちだけにあれするのではなくそちらにも振っていただきたいということで、これはこの件に関しては全く理由にも何もないということであってこの今の話を聞いたときに確認させておかなければならないことだということで発言をさせていただきました。

以上です。

議長（菊地康彦君）私の立場といたしましては、今の現状は修正案に対する質疑を行っておりますので、当然それなりの理由、それなりの反論、そういったものを皆さんで論議していただいて、その上で採決をしていただければと思っております、皆さんになるべくお話をさせていただいているところであります。ですので、ここからは質疑を一旦終了しま

して、討論のほうから皆さんそれぞれのご意見を述べていただいて、この案件に対して採決を行いたいと思っています。

議長（菊地康彦君） それでは、これから議案第17号令和6年度山元町一般会計予算に対する討論を行います。

討論は山元町議会先例87番3によって、初めに原案賛成者、次に原案及び修正案の反対者、その次に原案賛成者、そして修正案賛成者の順に行ってまいります。

まず討論あるかないかだね。討論があるかどうか。—— 討論、ございますか。

まず初めに原案に賛成者の発言を許します。4番丸子直樹君、登壇願います。

4番（丸子直樹君） はい、議長。4番丸子直樹です。今回の令和6年一般予算会計予算の修正案に対する賛成の立場からの原案の賛成の立場から討論させていただきます。今回の修正案に関しまして、花釜区大地の塔のトイレの設置についての可否を問うものと認識して述べたいと思います。

この件に関しまして、昨年第2回定例会及び第4回定例会の請願1において議論をされました。第2回定例会では修正案の発議理由である補正予算という点と、審議不十分という件に関しまして今回は当初予算であり、半年以上をかけて説明及び審議をされたものと考えておりましたが、先ほど哲也議員がおっしゃっていたように審議が不十分という意見もありました。しかし、少数意見の趣旨を見せていただくと工事費の縮減案やトレーラートイレの設置という意見等々出ていました。工事費の縮減案にはトイレの基数を減らすもの、先ほど出ていました女性トイレと多目的トイレのくっつけて1つにしてしまう、もしくはトレーラートイレをつけるという意見だったと思います。そちらに関してトレーラートイレは先ほど岩佐議員がおっしゃっていた花釜区のトレーラーハウスの件があるんですけども、約10年ぐらいでトレーラーハウスに関しては老朽化のため撤去費用は今年予算でつけられるような状態になってしまいました。ですので、トレーラーハウスではなくトレーラートイレであったとしても耐用年数がとても延びるようなことにはならないですし、トレーラーハウスを使った身としては自分地元なので使っていたんですけども、階段がかなり高い。簡単に上っていけないんです。ですので、皆さんが来られたときにすぐにトイレに行くというのにはかなり適切ではないと認識しております。また、自分は議員をやっているんですけども、それ以外に山元いちご農園というところで働いているんですけども、そこでは観光客がとてもいらっしゃいます。それで観光バス等々よく目にして、この対応とかさせていただくんですけども、その場合において観光バスで来られた方々がトイレを使わない確率ゼロパーセントです。今年始まってから約2万人ほど来ましたが、観光バスも1日3台から5台とか来るときもあります。多いときで8台ぐらいとか来るときもありますけれども、もしバスで来られた方でトイレを使わなかった人は今のところゼロ人なんです。ですので、もしトイレにバスで来られるようなことがあった場合においては困るようなことになるのかと思います。また女性トイレ、うちの農園ではトイレ女性トイレがこの設置している数、設置予定の数よりも多い数ついているんですけども、バスが来られると必ず待ちで並ぶような方が出てきます。多目的と普通の女性トイレが2つあったとしてもそれでもどうしても男性のほうは回るんですけども、女性のほうはとまってしまいうんです。女性の場合はどうしてもいろいろなことがあって時間がかかりやすい。サイクル

悪いんです。ですので、そちらに多目的トイレがついていた場合というのは子供の世話とかまで入ってしまうと並んでいた方はかなり大変なことになります。そういうことがあるので多目的トイレ及び女性のトイレというのは減らすべきものではないと認識しております。昨今、コロナ禍が収まりつつありコロナが収まってきて観光ツアー、こちらの場合ですと慰霊碑なので観光ではないという認識もありと思うんですけども、震災遺構の中浜小学校を見学されてそのまま震災遺構の見学のツアーみたいな形で大地の塔の慰霊碑に訪れる方もかなりいます。実際そういう場合において花釜区として対応とかしていただいているような形を取っています。ですので、そういう状況が起きた場合においてトイレが要らないかと言われればその観光バスで来る人は少ないのかもしれないですけども、来た場合において自分は観光バスで出かけていたときはほぼほぼトイレ使いますし、来られている方は少なくとも性質は違いますがうちのトイレ使っていただいていた方とかに関しては確実に使います。どんなことがあっても使います。必ず女性の方は並びます。それだけは基本的な知識、常識として判断の材料に加えていただけると修正案の内容としてそういう撤去とか少なくするというのは多分出てこないのかと思っています。

次の件なんですけれども、請願1号に対して委員会の決定に対し少々見当違いと思われる少数意見の報告があったと認識しています。大地の塔に関しては以前山下駅のトイレが使用することができました。国土交通省のホームページ、3・11伝承ロードというサイト、国交省が作っているサイトなんですけれども、そこには大地の塔というのはトイレがあるという表記があるんです。なので、旧執行部においては大地の塔の関連施設としてトイレは関連施設として認識があったと思います。なので、旧執行部としてはあそこは関連施設だという認識があったものです。そういう認識があったものを関連施設であるトイレを町の都合で解体しました。現在今トイレないんです。現在大地の塔というのは環境整備と花釜区が行っています。皆さんではなく花釜区の方々です。花釜区の区長さんや副区長さんとか皆さんやっていたりしています。そこには各地から参拝者とかがいらっしゃいますけれども、トイレがないかというのが聞かれたりします。その結果、花釜区としてトイレの貸出し等々今現在行っているという状況があります。皆さんは多分行かれる機会は多分自分もですけども、花釜区の区長さん等々のほうがはっきりと行っている、回数管理しているのだから分かっていると思います。それでトイレがないと言われていたということは、まずあそこの大地の塔というのは町の施設です。町のトイレ、町の施設でトイレがない。これは町の施設の瑕疵です。その件に関して瑕疵がないから壊れている一緒です。必要なものがない状態を指して言っています。それで執行部への請願として管理している町の施設を区で管理していて、それで瑕疵があるから町に上げる。声を上げる。それは区の総意等々が必要なものかと言われれば自分は要らないと思います。よって、請願の少数意見の趣旨要旨自体がまず間違っていると思いますし、その要旨に賛成している方々の意見としても何か請願自体を理解していないのかと見受けられると考えています。

以上、2点のことから令和6年一般会計予算当初予算案に対して賛成の討論とさせていただきます。大地の塔のトイレ問題はこれは旧執行部がやり残した案件であって、現執行部はその尻拭いを速やかに履行していただきたいと考えております。

以上です。

議長（菊地康彦君）次に、原案と修正案の両方に反対の発言を許します。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論がなければこれで原案と修正案の両方に反対者の討論は終わります。

次に、また原案に賛成の討論の順番であります。ただいまの原案と修正案の両方に反対者の討論がありませんでしたので、原案に賛成の討論が続くことになってしまいます。よって、討論交互の原則に基づき次は修正案に賛成者の討論といたします。修正案に賛成者の発言を許します。—— 討論はありませんか。

1 番（竹内和彦君）はい、議長。1 番竹内です。修正案に賛成の立場から討論いたします。

今回このトイレの件はもともとここに公衆トイレがあったわけでありまして。しかしながら、震災後地域住民が必要だということで500万円をかけて復旧した、修繕したということでありまして。そして、その後ここに慰霊碑を作るという計画があったにもかかわらずいつの間にか解体撤去してしまった。なぜなのか。そして、今回再びトイレを建設するという。その辺の経緯、経過の説明がない。我々としても全く納得できる話ではない。そんなに必要ならなぜ解体したのかと言いたい。さらには昨年6月議会においてこのトイレの建設の件は多くの時間を割いて議論しました。その結果、否決された事案であります。建設費2,700万円は高過ぎるのではないかという意見も聞き入れずに、今回再び同額の2,700万円で予算を計上してきた。幾ばくかの歩み寄りもない。甚だ議会軽視だと言わざるを得ない。我が町はこれから人口減少というのはさらに進んでいくわけでありまして。我が町の財政は大変厳しい、先細りであります。財政はもっともっと厳しくなるというのは明白であります。限られた予算の中で、今何をすべきか、何を優先すべきかが問われている現状であります。

以上のことから今回の議案第17号については修正案に賛成するものであります。

以上です。

議長（菊地康彦君）次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11 番（岩佐孝子君）はい、議長。ただいま提出されております議案第17号令和6年度山元町一般会計予算に対する原案賛成、修正案反対の立場から討論いたします。

震災復興事業としてつばめの杜公園、山下駅前、磯浜漁港など多くの場所に整備してきたトイレ、慰霊碑大地の塔へのトイレ設置については東日本大震災で亡くなられた637名の方々の尊い命、その方々の鎮魂碑、慰霊碑であり、大地の塔へも当然復興事業として整備し完遂すべきしなけりなかつた事業であります。現在地へ慰霊碑を建立する際から一体的に整備すべきものだと私は思っております。そうだったんです。その計画はあつたはずなんです。しかし、なぜなんでしょう。慰霊碑にトイレを整備しませんでした。不思議でなりません。私は丘通りだから行くこともないだろうと言われるかもしれませんが。1週間のうち3日から4日はあそこの大地の塔に行っています。昨年6月、昨年6月補正予算時には補正予算の性質に合っていないという理由から減額修正案を可決しました。また、昨年12月1日、花笠区長から大地の塔参拝者及び整備された町道の緑道散策者への対策としてトイレ設置の請願が提出されました。総務民生常任委員会に付託され、委員会では採択すべきものと決定しましたが2人の委員から少数意の留保に関する報告があり、討論採決の結果、賛成反対同数となり現状維持の原則により積極的に意思表示しないと議長裁決により請願は不採択となってしまいました。そ

の際に言われたことはトイレ設置に対しての反対意見としては高額な事業費である。利用頻度は費用対効果は優先順位があるのではないか。説明不足、そんな反対の声がありました。しかし、トイレ建設工事請負費2,700万円は高額であるでしょうか。建設物の耐久性を考えたなら年々諸物価が高騰し住民負担を軽減すべきであることから私はすぐに取り組むべきだと思っております。利用頻度、3月11日だけがあそこの慰霊の日に行くところではありません。毎日誰かが来て手を合わせ手を合わせながら参拝している方々がおります。安心して訪問できる場所、そんな慰霊の場所にしてほしいと私は願っています。花釜区の区長さん、そして花釜区の皆さんのご協力によってバスなどで来たときには花釜の交流センターを開放していただいています。費用対効果を考えて今まで10数か所もトイレ設置してきたんですか。どうでしょう。防災意識の高揚、関係交流人口の増加、そしてあそこに行ってなくなった人のことを思い出しながら語り合うそういう場でもあっていいのではないのでしょうか。優先順位、何度となく出てきました。先ほど私は質疑の中でこれは復興事業の一環ではなかったのかということは何度となく質疑しましたが、回答は明確な回答はありませんでした。復旧事業として復旧・復興事業として完遂すべき事業だったんです。それをしてこなかったんです。説明不足、それも言われていました。この間において主管課、町長から何度となく丁寧な説明があったはず、理解しようとしていなかったのではないですか。人間はやりたいやらなければと思ったら前向きに考えるんです。あんなもの作ることないと思ったら聞く耳もありません。今までに設置されたトイレについては公共事業復旧事業として設置すべきものという観点から問題視したことはありませんでした。慰霊碑を訪れ手を合わせにおいでくださる方は3月11日だけではありません。3月11日午後2時46分にだけあそこの慰霊碑を訪れているわけではありません。震災から13年が経過して現在でも遺構中浜小学校、そして慰霊碑大地の塔を訪れる多くの方々へ被災地として震災を伝える施設、震災を忘れない防災教育などの大きな責務があると思います。昨年から特に新型コロナウイルス感染症の行動緩和があり、バスなどで多くの方々足を運び手を合わせてくださっています。この町にようやく来ることができた。亡くなった友人の名が刻まれた前でようやく会えた。ようやく手を合わせることができた。そう語っていた青年、みんなに合うのがつらいからと平日に電車で来たという方、冬供養行脚慰霊碑を巡礼している方、語り部では団体客の方々をバスで案内している際にトイレがないんですよと伝えなければならぬそんな苦しいこともあります。でもやっぱりトイレがないというのは生理現象をとめろということですか。我慢しろということですか。我慢はできないんです。先ほども言いましたが、花釜区長さんにお願ひし鍵を開けていただけて交流センターを何度となく使わせていただけております。たまに草むらに入っている方もいます。これは軽犯罪法第1条26号の違反マナー違反にさせてしまっているのではないのでしょうか。あそこを守ってくれているのは行政だけではないんです。先ほども丸子さんから出ましたが、同僚議員からも話が出ましたが、花釜区の方々で慰霊碑周辺に花を植えてくださっている方々、そして今回もそうです。3・11に向けて供養のためへ灯籠を制作しともしにきてくださっている地元の大学生、関東関西から多くのボランティア学生がここを訪れてくださっています。関わりを持っているのは行政、町民だけではないんです。あそこに行ってトイレに行きたいと思っても今まではすぐ近くにお店がありました。黙って貸していただけていました。仮設トイレを設置しなければ要らないだろ

うということもありました。そうではないんです。近くの人たちが快く貸してくれていたから今まで続いていたような気がします。私は昨日の午後も大地の塔へ行きました。そこでこんなお客さんの話を聞きました。車で来られる人はひだまりホールへ行けばいい。山下駅にでも行けるけれども、歩いて行くのには遠い。病気でトイレに行く回数が多く時間が短くなかなか来られないんだという人もおりました。そしてまた、昨日もあの強い風の中来てくれた方々、それを見ていた方からこんなメッセージが届きました。風の強い中、慰霊碑をじっくり見ておられる方がおりました。町内の方かもしれない。遠くから来て町外の来た町外の方かもしれない。ご高齢の方、歩行困難でつえをついたり車椅子の方、今やっこの場所に来ることのできる人たちもいるんです。賛成反対ではなく慰霊に来られる方に人として生きているものとして私たち生きているものとしてやさしさのある場所であってほしいというメッセージが届きました。ここまで復旧・復興したのは自分たちだけですか。執行部が一生懸命頑張ったからですか。そうではないです。海外や全国各地からの温かいご支援を頂き東日本大震災でこの被災地としてここまで復旧・復興してきた町なんです。優しい町、温かみがありぬくもりのある町であり多くの方々が鎮魂の場として明日へ1歩歩み出せる場、そうしていくためにも1日も早いトイレの設置工事を望んでおります。次世代に課題を先送りするわけにはいきません。禍根を残すべきではありません。東日本大震災の事業100パーセントを達成するためにも震災復興事業として完遂すべきものであります。私は復興事業の一環の最後の仕事として必ずやり遂げていくのが私たちの責務だと思います。

これで私は議案第17号令和6年度山元町一般予算に対する原案賛成の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長（菊地康彦君）次に、修正案に賛成の討論はありますか。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。6番渡邊千恵美です。議案第17号令和6年度山元町一般会計予算に、私は修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

大地の塔の敷地内にどうしてもトイレが必要であるならば、先日の鎮魂の日に仮設トイレを置く必要があったのではないかと思います。確かに、トイレがあれば本当にありがたいと思っております。しかし、今回はトイレがなくても乗り切れたということで受け止めております。花釜区からのトイレ設置請願書も12月の定例会に出されておりましたが、ほかの地区やそしてボランティア団体、住民の方々からトイレ設置してほしいという声が、要望だけでも3件ほど聞こえております。請願や要望があるたびに設置に応じていたら財政は困難となり、維持管理だけでも増すかと懸念されております。私は懸念します。また、今この町でより以上に町民が望むことは町長が公約に掲げている安全安心のための排水対策であると私は思います。よって、私は修正案に賛成の立場で討論させていただきました。

以上です。

議長（菊地康彦君）次に、原案に賛成の討論はありますか。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。8番品堀でございます。令和6年度一般会計当初予算案の原案震災慰霊碑大地の塔のトイレ建設工事予算に賛成の立場で討論いたします。

山元町民637名もの尊い命が失われた東日本大震災の発生から13年となった先日の3月11日、町の追悼行事の会場となった大地の塔には犠牲者の御霊を慰めるために平日にもかかわらず本当にたくさんの方々への訪問がございました。日中は慰霊碑に刻ま

れたお名前前で長い時間じっと故人をしのんでおられるご遺族、訪問者の方々が何人もいらっしやいました。夜には絵灯籠や竹灯籠に灯りをともし大地の塔周辺を優しい光でライトアップする鎮魂行事が続きました。長い時間のかかる会場設営と後片付けには東京や仙台から駆けつけてくれた多くの若い大学生の方々が山元町の復興を応援したいというあたたかな気持ちからボランティアで協力してくださいました。執行部の説明するとおり、大地の塔には町内外からたくさんの訪問者があり、一定の時間滞在されています。震災命日の3月11日だけではなく、夏休みやお盆の時期、年末年始、それ以外でも山元町に思いを寄せ続けてくださる方々がそれぞれの生活の中で時間を作って大地の塔を訪問して下さっています。特に遠方から山元町の犠牲者を追悼するために大地の塔を訪れてくださった方々が最短でも往復2キロメートルもかかる今の山下駅前前の公衆トイレを利用しなければならないという現状は車椅子利用者の方のことを考えるとなおさら一刻も早く改善しなければなりません。トイレの場所など全く心配することなく心静かにいつまでもいつまでも慰霊碑の前で犠牲者のことを思い思いに追悼する時間を過ごしてもらえよう環境を整えることは町の責務であります。津波で犠牲になられた方々の無念を決して忘れず、大震災の記憶を後世に継承していくために県南唯一の震災遺構である中浜小学校と同じく慰霊碑大地の塔は町の大切な財産です。震災遺構がたくさん整備され人口も多く伝承団体などによる情報発信が非常に活発な三陸沿岸自治体や仙台市、名取市などに比べ本町は決して全国的に知名度がある状況とは残念ながら言えません。被災地視察の希望者側にとって欠かせない訪問先である慰霊碑大地の塔のアメニティー、快適性を最低限度も整えなければ山元町は今後被災地視察の訪問先として選ばれなくなってしまうような事態さえ懸念されます。近年は建設資材の高騰や建設業界の人材不足の大変厳しい状況が長く続いており、トイレ工事費の予算化がこのまま遅れれば遅れてしまうほど工事費が2,700万円よりさらに上がってしまう可能性が高いことは明らかです。若い方もお年寄りも障害の有無にかかわらず誰もがいつ何時でも訪問していただきやすい慰霊碑とするために同僚議員の皆さんたちと全会一致は難しいかもしれませんがトイレ工事費の予算化に賛成することを切に望みまして令和6年度一般会計当初予算案の原案に賛成の討論といたします。

議長（菊地康彦君）次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。5番大和晴美君、登壇願います。

5番（大和晴美君）はい、議長。修正案に賛成の立場から討論をいたします。

昨年6月補正に提案された大地の塔のトイレ設置の問題は、いまや町を二分するような議論になっております。町民の方々もいろいろな意見を持っておられます。今トイレがないことによる不便さと、トイレを作ることによる町の負担、それを私たちは両てんびんにかけてよく考えるべきときだと実感いたします。復興予算で作った公共施設、トイレが設置されている立派な施設も幾つもあります。トイレがないことに対する対策として、例えば看板による誘導など今から考えられる対策もないわけではありません。震災遺構中浜小学校など町外の皆さまからも町を訪問していただいて、とてもありがたく思っております。けれども、私たちは震災遺構中浜小学校もここにきて町の持出し費用というのをもひとつ考えなければいけない問題となっております。私たち生きているものとして、そして被災地で暮らしていくものとしてこれからも持続可能な町を作っていくために維持管理の問題は避けることができません。私は以上のことから修正案に賛成

の立場で討論をいたします。

議長（菊地康彦君）次に、原案に賛成者の討論はありませんか。2番高橋眞理子君、登壇願います。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。それでは2番高橋眞理子でございます。失礼いたしました。それでは原案に賛成の立場で討論を行います。

まず初めにですが、ここに議員必携というこれは全国町村議会議長会が編集したものが 있습니다。これは我々議員全員が持っているものでございます。こちらでございます。この端書きにはこのように書かれています。選ばれて議員となり住みよい町や村を作る熱意に燃えながらも云々と続くんですけども、当議会ですが、本町ではこれまで初めての無投票によって全員当選となった議員で構成されている議員であります。しかしながら、無投票によってなった議員ではありますがここにおられる全議員の思いは同じで、住みよい町を作る熱意を持って住民の期待に沿えるよう各自頑張っていますのですが、今回のトイレ設置のことでどうも意見がかみ合わずすれ違いになっています。過去2回とも賛成反対同数で、今回もそのようになるのではないのでしょうかと私は要らぬ予想しております。全国町村議会議長会によって編集されたこの議員必携の中に会議の諸原則とありまして、議会の議長の在り方に関する原則としての中から2つの原則を抜粋して取り上げ申し述べます。なぜ議長の在り方について注視したのかの理由を申し述べさせていただきます。今回で3回目となる慰霊碑大地の塔敷地内にトイレ設置の案件については今まで2回とも賛成反対同数で来て、2回とも議長裁決で決まっています。恐らく今回も今までと同じようなケースになり議長裁決となる可能性が高いと私は思っているからです。菊地議長は議長に就かれて初めての昨年12月議会では現状維持の原則により積極的には意思表示しないと裁決を下し、住民区長らからの慰霊碑大地の塔敷地内にトイレ設置の請願は不採択となりました。現状維持の原則についてであります。この議員必携とあともう1冊私読みました。地方議会運営辞典には要約すると次のように書かれてあります。自治法第116条に賛成反対が同数で議長が裁決するときは現状維持の原則によって否とすべきものとされていますが、法的根拠はない。今日のように国際化情報化などが急激に進展している中であっては現実にはこの原則は必ずしも強い拘束力を持って運用されてはいない。議長にも私は、お静かに。地方自治会では議長は公正な立場に立って判断し現状維持に束縛されないのが議長の自由裁量でよいとあります。議長は苦しい立場で裁決を迫られると察しはいたしますが、議長にはぜひ中立公正な立場に立って判断し現状維持に束縛されないこととありますので自由裁量で採決を要望するものです。そして、2つ目の原則として公正指導の原則とあります。公正指導の原則についてはこのように書かれてあります。議会の議長は議員の中の特定グループなどから押され議員の中の選挙で選ばれ議長になることが多いが、確定したら議会全体の議長であるからして議長の立場は基本的にはあくまでも中立的なものでなければならない。会議において不偏不党、あくまでも公正に議事を指導すべきであるという原則であると書かれてあります。議長にはこういったことを十分に心得ていただき、ご裁決を諮りたいと存じます。2日前の地元新聞にも取り上げられてありますように、ここにおられる方も皆さんご覧になったかと思ひますし、町民の方も御覧になった方いらっしゃると思ひます。この案件は何か奥に根深いものを感じるという町民の方も多いように思われます。議員の皆様にも申し上げます。計画を進めることができないでいる議案につ

いて説明不足においては町長はじめ執行部からの説明は十分に受けました。私はそう捉えておりますし理解できました。我々も十分に理解した討議をしたはずです。審議して討議したはずです。高額だと言われたその価格についての努力などもされてきたことや、ただ、資源などの価格高騰などもあり今の値段が妥当なのだとかそういう苦しいご説明も受けております。限られた財源の中でほかにもいろいろ熟慮しやりくりしていることなども理解できると思います。理解できないとしたら理解できない議員の皆様の私は何か不可解でなりません。こうただけですから、私。職員も一生懸命職務に当たっていることなど理解することはできませんか。これ以上邪魔をしてはならないと思います。これ以上邪魔をしたらいけないです。これは良識を疑わざるを得ません。防災意識は高まっていて本町の遺構や大地の塔への慰霊に訪れる方も増えていらっしゃいます。地元町民の方はもちろんです。トイレの設置が急がれます。議員の皆さん、私たち議員は山元町和のある町、心を1つに住みよいまちづくりが大切な任務ではありませんか。生理現象は我慢しても我慢できるものではありません。特に年齢を増すことによってそれは私も実感しております。賛成、岩佐哲也議員もその辺は理解できるのではないのでしょうか。そのほかにご病気の方、お体の不自由の方などそういった方たちに優しい町、公共施設にトイレは必要なのです。皆さん、どうぞしっかりと考えてください。これは喫緊の課題です。ご清聴ありがとうございました。これで私の原案賛成討論を終わります。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は16時30分、4時30分であります。

午後4時16分 休憩

午後4時30分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。10番齋藤俊夫君、登壇願います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。私は先ほど予算審査特別委員会の委員長として原案可決すべきとする議案第17号令和6年度山元町一般会計予算の審査結果報告に至る採決結果は僅差であり、委員長である私は採決に加わらなかったことを申し上げました。この際、私は原案を修正することに賛成の立場から討論を行うことで、一議員としての態度を明らかにいたします。

本議会最終日に先立つ先日、町内では某新聞に掲載されたトイレ設置に関してヒートアップしていました。それもそのはずで、特定の賛成者だけの意見を取り上げた一方的で公平さに欠け、しかも町民をおおるかのような扇動的内容が大きく取り上げられたからであります。その記事にも紹介されていましたが、今回のトイレ設置に関するポイントの1点目は一連の経緯であり、しかもその所要額、町負担の大きさであります。具体的には平成29年3月に除幕された震災慰霊碑大地の塔の近くにあった旧山下駅前トイレが県道拡幅工事に伴い解体撤去され、その跡地に居宅を構えておられるのが町長さんということ、そして端的に言えば撤去したトイレの設置費用2,400万円に震災による補修と撤去費用約1,000万円、合せて3,400万円が既にここに住んでお

られる方の自宅移転協力のために使われており、今回の設置費用2,700万円を加えると実に6,000万円にもなることでもあります。

議長（菊地康彦君）静粛に願います。

10番（齋藤俊夫君）そんなにトイレが必要なら、なぜせつかく震災復旧したトイレを撤去させ、その跡地を自分の移転先としたのか。トイレ撤去を避けて別の場所に移転すれば何ら問題がないものを、全てわがままではないのかという声さえ聞かれます。

2点目のポイントは、唐突に浮上した上に議会軽視の対応となっていることでもあります。町長は復興の過程では議員として各種の施設整備に伴う維持管理費の増加をとっても危惧され、また、大地の塔へのトイレ設置の必要性を訴えてきたわけでもなく、ましてや町長公約に掲げたわけでもないのなぜ突然トイレの設置なのでしょう。しかも、先ほど来から同僚議員が触れていますとおり、昨年6月補正予算でトイレ設置費2,700万円が減額修正され、半年後の12月定例会では区の総意とは言い難い請願が不採択となり、それから僅か2月もたたないのに平然と新年度当初予算にトイレ設置費を計上する厚かましさ、議会軽視の対応をしてまでなすべきことなのか理解に苦しみます。

3点目のポイントは、少ない利用見込みに対する行政サービス提供の必要性が乏しいことです。少なくとも大地の塔が整備された以降、令和3年度ごろまではトイレがなくて不便を感じたとか設置を要望する声は議会でもありませんでした。そもそも、滞留時間の少ない大地の塔にトイレを設置したとしても利用する方は極めて少なく、毎年鎮魂の日に訪れる関係者のために仮設トイレがなくても特に支障はない状況にあります。

町長は昨年6月定例会等で県内の震災慰霊碑の類いでトイレがないのは本町だけとか、最近ではトイレ設置は公共サービスである、もともとあったものを戻す復興だとか、後付けの理由を並べ正当化しようとしています。町内の要所要所には身の丈以上とも言えるトイレが設置済みであります。ご遺族など関係者のためというよりは時折訪れる視察や来訪者、ボランティアのために一連の経緯など全くお構いなし、さらに大金を投じてまで新たなトイレを設置するよりも別な課題解決を優先すべきであります。トイレがあればそれにこしたことはないでしょう。しかし、身の丈に合った健全な財政運営、維持管理費の抑制が求められるさなかにここ以外にもさらにトイレ設置を考えているような発言も全協でございましたけれども、そんな悠長なことなど言える状況でないことを指摘し、原案を修正することの賛成討論といたします。

議長（菊地康彦君）次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

7番（伊藤貞悦君）はい、議長。7番伊藤貞悦です。令和6年第1回定例会に提案された議案第17号令和6年度山元町一般会計予算の中で、9款消防費1項消防費4目災害対策費14節工事請負費トイレ建設工事2,700万円について、原案に賛成の立場から討論いたします。

トイレ建設工事は東日本大震災慰霊碑大地の塔敷地内へのトイレ設置であり、大地の塔は大震災で亡くなられた方の慰霊を目的とした町の震災慰霊の施設であります。これまで皆さんが原案・修正案等々といろいろな立場から話をして討論をしておりますが、基本的な捉え方は大地の塔は町の震災慰霊碑だということをみんなで理解をしてその観点から話を進めていかなければならないのではないかと私は考えます。その公の施設にトイレは必要不可欠との観点で私は必ず単独のトイレがあつてしかるべきだとの立場であります。近くにトイレがあるから、何キロメートル以内に何基何か所トイレがあ

るから要らないという議論をこれまでしてきましたが、先ほど確認をしましたらトイレは要らないと言ってはいないという発言をされておる方が大分おりましたが、トイレは要らないのではないかと発言をした方は議員12名、議長を除いてのうちお二方だけで自分の意見を要らないと自分の意見を述べた方はそのようなことをこれまで述べてきたのか。大地の塔にトイレは要らないのかという質問に対して、要らないという意味を示した方はおりませんでした。令和5年6月議会以降、何度かいろいろな疑問点が出されまして説明と議論を深めてまいりました。議会側から出された主な疑問点、トイレ設置には反対ではない。ただ、補正予算ではなく当初予算で計上しろ。今回は当初予算で計上してあります。事前に議会に説明し議論をすべきだ。そして、説明と議論を深めて実行すべきだ。これは説明と議論を深めてトイレを作れという意味です。実行すべきというのはこの件について議論は先ほど来数回されてきておりますし、内容も深化していると私は判断しております。ただ、これは今回新たに議員になった方については初めてのことで、その意見については多少異論があるのだろうという解釈はしております。それから、必要ならなぜ壊したというご意見もありまして、先ほど同僚議員はその経緯経過をお話しされましたが、私はこのなぜ壊したのということには明確な理由があつて、道路を拡幅するということで移転、それから駅のトイレだったわけですがそれは邪魔になるからというか道路拡幅のためだということ承知しているし聞かされてまいりました。ただ、先ほどの話ですとこれは個人と個人の感情のなすすべしかないのかという判断を現在させられております。それから工事費が高過ぎる。トイレの内容、数、これも検討されてきていると思います。ほかの例を見たら高い、もっと安くすればできると思います。私も、ただ、町で作るものをそんなに簡単に貧弱なものにしていいのか。それからいろいろなことから言ったら現状で提案されているのがベターとは言いませんがベストに近いものではないのかと思います。ですので、検討されて回答されているのではないかと。それからこれもありました。請願書は区の総会と区の会議で認められていないのではないかと。実は、請願の紹介議員の一人として私もおります。区長さんや花釜区の副区長さんとも会って中身を聞かせていただきました。確かに区の総会にかけて全会一致でそれは認められていないかもしれませんが、どこの組織、どこの行政区で100パーセントの賛成で組織から提案されているかといったら我々のこの議会だって全会一致などということは今までもないしこのトイレのことについても何度も6対6、議長裁決です。ですので、自分の意見があつて当たり前。ただ、民主主義の世の中ですから多数決の原理というのがあります。それは私も分からないわけではありません。ただ、最初にも申し上げましたが、公の施設に公のトイレは絶対あるべきだという立場であります。これまで今議会の一般質問にもこれはありました。それから予算審査特別委員会においても審査され、町長等の直接質問においても真摯な態度で丁寧に回答されております。多分私だけではなく多くの議員はそのように話をされるのではないかと確信を持っております。今後人件費、材料費の高騰をはじめ諸物価の上昇や状況、情勢から判断すれば今回このタイミングで検討すべきものと私は判断しております。特に、一番現在危惧しておりますのはこのような議会並びに議員の状況でどこまで我々議員が活動できるのか。スポーツ界ではノーサイドというのがありますが、自分の意見を言って通らなくても決まったことについてはきちっとした対応をして町政運営をしていくべきではないかと私は切に感じております。町民が望んでいるのはこのままの2分割

した町政運営議会運営なのか。そうではなく、町民それぞれの将来のこととか幸福とかということ念じているんだと思います。1日も早くこのことを決着をつけて、人口減少対策とか排水対策とかもっとみんなで力を合せてやっていかなければならないことがたくさん山積みしているわけです。そのようなことに議員全員力を合せて取り組んでいきたいと現在は考えております。何年もこのトイレだけに固執せず、もし、今回また決まったら私はその決まったことに協力をしてまいりたいと思います。しかし、今日の討論は原案に賛成という立場から討論をさせていただきます。

以上。

議長（菊地康彦君）本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長します。

次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論がなければ修正案の賛成者の討論はこれで終わります。

次に、原案に賛成の討論はありませんか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。3番遠藤龍之です。ただいま提案されております大地の塔トイレ設置の予算が計上されております。令和6年度一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

この間、大地の塔にトイレは必要か要らないかの議論を展開し、今回もトイレは要らない必要ないとする修正案が提案され、それぞれの理由が述べられてきております。中には理由にならない理由も見受けられたわけでありましたが、そうしたことでもろもろ原案賛成の方々の理由も多く出ておりますのでここでは繰り返しません、なぜか大地の塔トイレ設置については非常にかわいそうといえますかなぜかわいそうか。山元町全体の将来の財政問題をこのトイレ1つに集中している。財政問題を語るならば町全体もろもろの影響、そちらから挑戦といえますか展開すべきだということは申し伝えておきたいということから、何か理由については私は絶対私は従来機会あるごと述べておりますが、当然あるところになくしてはならない。あったものがなくなったのなら元に戻せということで主張し続けてまいりました。この辺の議論も何回も繰り返されております。先ほど町長の発言もありましたが、このトイレ設置に反対する方々の理由、これが一貫していない。最初にあった理由が解決するとまた新たな理由を見つけてきてぶつけてくる。また、共通して言えることは何回も議論の中で確認されていることが例えば事業費の問題、高額な問題、これは何回も皆さんにも先ほども示しましたが本当に高額な内容のものになっているのか。何を見て高額と言っているのかという問題も確認されているはずなのにそれを理由に反対し、何でいろいろ理由を変えてまでトイレ設置に反対するのか。この間の皆さんの理由を聞いても全く理解できません。これは新聞報道にもその辺は強調しなくてもこの辺については総務民生常任委員会で請願先ほど来ありました請願審査行いました。そして、その中で少数意見の留保というものの報告書が出されたわけですが、これも正式な形で出てきたわけではございません。しかしながら、流れの中では出てきました。そしてその反対理由についてはトイレ設置を要望する請願審査では審査の中で反対の理由として発言はなかったものが意見のなかった内容のものが反対の理由として取り上げられている。このことに問題があるということ指摘しておきたい。後からまた出てきます。これらの議会に見られるように今の議会の現状、正常な形で動いていると思うわけでありませんが、この間、議会各種委員会での意思決定、機関決定が

ある一部の力で覆されるという議会運営上あってはならないと思われるようなことが続いています。最近の事例では具体的には今問題になっている大地の塔トイレ設置の請願審査をめぐる問題が挙げられます。これも新聞報道借りますが、ある新聞報道では委員会の審査では採択すべきものとされたが、本会議では反論が相次ぎ、委員会の委員長も不採択に回り、採決で賛否同数となり議長裁決で決まったとして住民からの請願不採択とする報道がありました。これらの動きの背景には請願審査の付託を受けた委員会の審査の中で少数意見の留保の権限の行使に対する手続に不備な点があり、委員長報告が未成立のまま委員長から議長への報告となったが、成立していない委員長報告を本会議で議題としたことにも問題があると考えています。未成立の問題ではありますが、本会議では委員会の審査で賛成した2名の委員と評決を取りまとめた委員長まで採択すべきものとした委員長報告に反する態度を取り、結果、賛否同数となり議長裁決の結果請願は不採択となったものであります。これは委員会の中で何回も確認しました。少数意見の留保、これは出さないのか何回も確認しました。何回も確認したのにもかかわらずそれはいいんだ、別な手段があるんだと。それを通せ、そして通したんです。それはどういう態度、通せということですから採択すべきもの、全会一致で委員会では決まったんです。それが委員長報告の中身なんです。ところが、その委員長報告に対してみずからさばいたものをみずから覆すというそういう不正な異常なことがまずは委員会の中で起きている。そして、さらにそういう結果でありますので本会議での請願不採択とする結果は少数意見の留保の手続の不備から来る問題で、本会議の決定にも問題があるということを指摘しておきたい。この件については解決するまで委員会のころから追及していきたいと思っております。この件につきましては、さらに続くんです。委員会の話でこの件についてはいまだ委員会は正常に運営されていません。この件につきましては委員会で会議録に基づいて事実の確認検証すべきとの要請も取り上げられないという異常な事態が続いています。この件につきましてはいまだに請求しても取り上げられない。そして、こうした状況は広聴広報委員会でも議会だより編集の中で事実に基づかない表現があり、委員会で検討の結果問題のある表現を削除訂正するという委員会決定がこれまた一部圧力と思われる影響でまた委員会の運営にも問題がある。機関決定意思決定が覆されるという事態も生まれています。何のための審査だったのか。議論だったのか。議会そのものが否定されるという異常な事態が今山元町議会では起きております。こうした議会の異常事態が請願者が望み町も当然訪問者のために公共サービスとしてトイレは不可欠、工事費は県内の他の事例と比べて決して高額ではないとして進めているトイレ設置を拒んで阻んでいるのが今実態であります。トイレは本来なら人の集まる公共施設には当然あるべき施設であります。とりわけ大地の塔は被災され、亡くなられた遺族関係者が集まる神聖な公共施設の場であり、そこにトイレがないというのはまたおかしい。今後こうした事態の中で議会の正常化に向けた取組の中でこの大地の塔トイレ設置実現に向けて全力を挙げ新たにということを改めて強調しまして私の原案賛成の討論といたします。

議長（菊地康彦君）これで討論を終わります。

議長（菊地康彦君）これから議案第17号令和6年度山元町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

まず、本案に対する岩佐哲也君、岩佐秀一君から提出された修正案について起立によって採決を行います。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（菊地康彦君）起立同数であります。したがって、採決の結果、賛成反対が同数でありますので、地方自治法116条第1項の規定により私が本修正案に対して裁決をいたします。

議案第17号については予算審査特別委員会に付託し、委員長報告においては可決すべきものと報告がありました。それと併せて、少数意見の留保報告がされ、原案賛成6修正案賛成5との結果であり、先ほどの採決の結果も賛成・反対が同数であったことやさきの委員会での採決の結果も僅差であったこと、また、本日の議論の状況を鑑みますとさらなる執行部においては事業内容を再度検討する、またさらなる説明が必要であると判断します。さらに、私は今町がどのようなときなのか、町民にとって何が最適か、どのような結果が最も重要であるかとの、また、町がこれから今後どのように歩むべきかの判断の下、議案第17号令和6年度山元町一般会計予算に対する修正案については、可決と裁決します。

議案第17号令和6年度山元町一般会計予算に対する修正案は可決されました。

静粛に願います。静粛に願います。退場願います。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正決議した部分を除く原案に対する委員長の報告は可決です。ただいま修正決議した部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第17号令和6年度山元町一般会計予算は修正決議した部分を除く原案については委員長の報告のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）これから議案第18号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第18号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）これから議案第19号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第19号令和6年度山元町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）これから議案第20号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第20号令和6年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）これから議案第21号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第21号令和6年度山元町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）これから議案第22号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第22号令和6年度山元町下水道事業会計予算を採決します。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第27. 閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規
定によりお手元に配付のとおり、継続調査の申出が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調
査に付することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調
査に付すことに決定いたしました。

議長（菊地康彦君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回山元町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後5時08分 閉会
